

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動, 屋内の状況, 屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建築（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

長周期地震動階級関連解説表

高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
長周期地震動階級2	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
長周期地震動階級3	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

津波予報区



仙台管区気象台観測所一覧表

令和 5 年 1 月 1 日現在
緯度・経度は世界測地系で表示

気象官署

観測所名	観測項目						推計値 日照時間 ※1	所在地	緯度 (北緯)	経度 (東経)	観測所の 高さ (m)	風向 風速 計地上高 (m)
	降水量	気温	風	相対湿度	日照時間	積雪						
センダイ 仙台	○	○	○	○	○	○		仙台市宮城野区五輪 (仙台管区気象台)	38° 15.7'	140° 53.8'	39	52.6

特別地域気象観測所

観測所名	観測項目						推計値 日照時間 ※1	所在地	緯度 (北緯)	経度 (東経)	観測所の 高さ (m)	風向 風速 計地上高 (m)
	降水量	気温	風	相対湿度	日照時間	積雪						
イシノマキ 石巻	○	○	○	○	○	○		石巻市泉町 (石巻特別地域気象観測所)	38° 25.6'	141° 17.9'	43	28.6

地域気象観測所

観測所名	観測項目						推計値 日照時間 ※1	所在地	緯度 (北緯)	経度 (東経)	観測所の 高さ (m)	風向 風速 計地上高 (m)
	降水量	気温	風	相対湿度	日照時間	積雪						
コマノユ 駒ノ湯	○	○	○			○	○	栗原市栗駒沼倉耕英南	38° 54.8'	140° 49.7'	525	6.5
ケセンヌマ 気仙沼	○	○	○				○	気仙沼市古町	38° 54.4'	141° 33.4'	62	10.0
ウグイスザワ 鶯沢	○							栗原市鶯沢袋宮林	38° 48.3'	140° 56.9'	33	—
カワ 川渡	○	○	○			○	○	大崎市鳴子温泉字蓬田	38° 44.6'	140° 45.6'	170	10.0
ツキ 築館	○	○	○	○			○	栗原市築館左足下	38° 44.1'	141° 00.3'	25	6.6
カ 加美	○							加美郡加美町味ヶ袋葉菜原	38° 34.3'	140° 43.6'	195	—
ヨネ 米山	○	○	○				○	登米市米山町西野字的場	38° 37.6'	141° 11.3'	5	6.5

シツガワ 志津川	○	○	○				○	本吉郡南三陸町志津川字 城場	38° 40.9'	141° 26.9'	39	10.0
フル カワ 古川	○	○	○	○			○	大崎市古川大崎字富国	38° 35.9'	140° 54.7'	28	6.6
オ ガン 雄勝	○							石巻市雄勝町雄勝字下雄 勝	38° 31.2'	141° 27.9'	24	—
イズミガダケ 泉ヶ岳	○							仙台市泉区福岡岳山	38° 24.4'	140° 43.3'	630	—
オオ ヒラ 大衡	○	○	○				○	黒川郡大衡村松の平	38° 28.4'	140° 53.3'	57	10.0
カシマダイ 鹿島台	○	○	○				○	大崎市鹿島台広長字内の 浦	38° 27.6'	141° 05.5'	3	10.0
オナ ガワ 女川	○	○	○				○	牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮 ヶ崎	38° 26.8'	141° 27.0'	38	10.0
ニッ カワ 新川	○	○	○	○			○	仙台市青葉区新川字清水 尻	38° 18.2'	140° 38.2'	265	10.1
シオ ガマ 塩釜	○	○	○				○	塩竈市伊保石	38° 20.3'	141° 00.8'	105	10.0
ナ トリ 名取	○	○	○				○	名取市下増田字南原(仙台 航空気象測候所)	38° 08.3'	140° 55.0'	2	9.9
シロ イシ 白石	○	○	○	○			○	白石市福岡長袋字湯殿山	38° 00.9'	140° 36.7'	86	10.1
ザ オウ 蔵王	○	○	○	○			○	刈田郡蔵王町大字平沢字 内屋敷	38° 07.6'	140° 40.8'	112	6.6
ワタ リ 亘理	○	○	○				○	亘理郡亘理町字油田	38° 01.5'	140° 51.5'	4	10.0
マル モリ 丸森	○	○	○				○	伊具郡丸森町館矢間館山 字新賢中	37° 55.9'	140° 46.7'	18	10.0
ヒツ ボ 筆甫	○							伊具郡丸森町筆甫字和田	37° 49.6'	140° 43.7'	305	—

※1 気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布(日照時)」から得る推計値を提供。

河川雨量・水位等観測所

令和3年10月1日現在

区分 河川名	雨量				水位				流量
	普通	自記	自記の内テレ	計	普通	自記	自記の内テレ	計	
北上川	カ所	カ所 10	カ所 10	カ所 10	カ所	カ所 30	カ所 27	カ所 30	カ所 13
鳴瀬川		9	9	9		17	17	17	10
名取川		11	11	11		13	12	12	11
阿武隈川		17	16	17		20	18	20	11

指定雪量観測点

令和元年5月1日現在

位置	種別	備考
仙台市青葉区作並	積雪	国道48号 (警戒値 80cm)
大崎市鳴子	積雪	国道47号 (警戒値 140cm)

風向・風速観測所

令和元年5月1日現在

地名	所在地	管理者	備考
気仙沼	気仙沼市朝日町	宮城県気仙沼土木事務所	自記式
長面	石巻市長面	東北地方整備局	プロペラ式風向風速計
野蒜	東松島市野蒜	〃	〃
鳴子	大崎市鳴子温泉字岩淵2-8	〃	風車式
釜房	柴田郡川崎町大字小野字大平山10-6	〃	〃
七ヶ宿ダム	刈田郡七ヶ宿町字切通52-48	〃	プロペラ式風向風速計

防災気象情報の一覧及び発表基準等

(別表 1) 特別警報発表基準

(令和 2 年 8 月 2 4 日現在)

現象の種類	基準		過去の主な対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		令和 2 年 7 月豪雨 (死者行方不明者 86 人) 令和元年東日本台風 (死者行方不明者 107 人) 平成 30 年 7 月豪雨 (死者行方不明者 245 人)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和 34 年台風第 15 号 (伊勢湾台風) (死者行方不明者 5,000 人以上) 昭和 9 年室戸台風 (死者行方不明者 3,000 人以上)
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和 56 年豪雪 (死者行方不明者 152 人) 昭和 38 年 1 月豪雪 (死者行方不明者 231 人)

(別表3)大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	10	97
	塩竈市	8	94
	名取市	8	108
	多賀城市	11	100
	岩沼市	9	107
	富谷市	10	105
	亶理町	11	105
	山元町	8	105
	松島町	6	96
	七ヶ浜町	11	94
	利府町	8	97
	大和町東部	8	101
	大郷町	9	98
	石巻地域	石巻市	8
東松島市		8	88
女川町		8	88
東部大崎	大崎市東部	8	84
	涌谷町	6	90
	美里町	9	90
気仙沼地域	気仙沼市	8	93
	南三陸町	7	93
東部仙南	角田市	8	83
	大河原町	7	89
	村田町	8	87
	柴田町	8	89
	丸森町	8	81
登米・東部栗原	登米市	9	73
	栗原市東部	11	90
西部仙台	仙台市西部	9	92
	大和町西部	10	104
	大衡村	7	99
西部仙南	白石市	7	94
	蔵王町	7	102
	七ヶ宿町	9	96
	川崎町	9	105
西部大崎	大崎市西部	10	87
	色麻町	11	102
	加美町	10	91
西部栗原	栗原市西部	8	76

(別表 4) 洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 *1	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=9.6, 広瀬川流域=35.7, 旧笹川流域=5.9, 梅田川流域=11	名取川流域=(8, 30.9), 七北田川流域=(12, 22.7), 北貞山運河・南貞山運河流域=(8, 5.3), 広瀬川流域=(10, 28), 旧笹川流域=(8, 4.6), 梅田川流域=(8, 9.8)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩竈市		—	—
	名取市	増田川流域=18.3, 貞山堀流域=28.8, 川内沢川流域=13.4, 志賀沢川流域=16.9	増田川流域=(6, 16.7), 貞山堀流域=(6, 25.9), 川内沢川流域=(6, 12), 志賀沢川流域=(6, 15.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼], 名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=17.8	—	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=10.9, 五間堀川流域=17.6, 志賀沢川流域=12.8	五間堀川流域=(7, 15.8), 志賀沢川流域=(7, 11.5)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=9	竹林川流域=(12, 13.7)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=8.1, 坂元川流域=12.2, 戸花川流域=6.6	—	—
	松島町	鶴田川流域=24.5, 田中川流域=9.5, 高城川流域=28.9	—	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=11.4	—	七北田川[市名坂]
	大和町東部	身洗川流域=8.9, 西川流域=22.4, 小西川流域=11, 善川流域=19.8	西川流域=(6, 22.3)	吉田川[落合・新田橋]
	大郷町	鶴田川流域=16.3, 味明川流域=12.9, 滑川流域=13.9	吉田川流域=(7, 33.3)	吉田川[落合・粕川]
	石巻地域	石巻市	大沢川流域=8.8, 富士川流域=9.1, 中島川流域=11.7, 追波川流域=8.1, 真野川流域=14.8, 皿貝川流域=8.9, 高木川流域=5.9, 北北上運河流域=7.1	旧北上川流域=(8, 25.4), 大沢川流域=(7, 5.7), 富士川流域=(6, 8), 中島川流域=(6, 11.7), 真野川流域=(8, 8.6)
東松島市		堤川流域=7.8, 定川流域=19.8	定川流域=(8, 14.6)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]
女川町		女川流域=11.6	女川流域=(6, 8.8)	—
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=12.8, 中雨生沢川流域=4.7, 新江合川流域=6.8, 鶴田川流域=18.9, 広長川流域=10, 大江川流域=5.2, 洪井川流域=6.8, 洪川流域=11.4, 名蓋川流域=7.7, 旧迫川流域=36.2, 美女川流域=9.3, 百々川流域=5.6, 萱刈川流域=12.4, 透川流域=6.7	鳴瀬川流域=(10, 29.1), 江合川流域=(6, 30.1), 田尻川流域=(6, 12.6), 中雨生沢川流域=(6, 4.6), 洪井川流域=(6, 6.7), 洪川流域=(6, 10.2), 名蓋川流域=(12, 6.9), 旧迫川流域=(6, 26.2)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	涌谷町	旧迫川流域=37.3, 出来川流域=13.1	江合川流域=(7, 19.5)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和瀬], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=6.6, 田尻川流域=11.2, 美女川流域=6, 鞍坪川流域=7.9, 沖新堀川流域=8.4	江合川流域=(7, 24.3), 出来川流域=(7, 5.9), 田尻川流域=(7, 10), 美女川流域=(7, 5.4), 鞍坪川流域=(7, 5.7)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地・涌谷]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=7.9, 鹿折川流域=12.5, 大川流域=24.6, 津谷川流域=23.8, 神山川流域=12.2, 松川流域=7.2, 馬籠川流域=16	鹿折川流域=(6, 8.5), 大川流域=(8, 14.3), 神山川流域=(8, 6.8), 松川流域=(6, 6.4), 馬籠川流域=(8, 10.4)	—
	南三陸町	新井田川流域=7.2, 八幡川流域=13.1, 水尻川流域=10.7, 折立川流域=11.5, 水戸辺川流域=10.8, 西戸川流域=6.5	八幡川流域=(5, 6.6), 水戸辺川流域=(5, 9.7)	—

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
東部仙南	角田市	高倉川流域=16.4、半田川流域=7.1、 小田川流域=10、尾袋川流域=9.1、 雑魚橋川流域=10.8	—	阿武隈川下流[丸森・笠松]
	大河原町	荒川流域=20.2	—	白石川[大河原・白石]
	村田町	坪沼川流域=10.7、荒川流域=16、 新川流域=7.4	荒川流域=(6、14.4)、 新川流域=(10、6.6)	白石川[大河原]
	柴田町	五間堀川流域=14.3	阿武隈川流域=(8、67.3)、 白石川流域=(6、47.8)	阿武隈川下流[笠松]、 白石川[大河原]
	丸森町	雉子尾川流域=21.3、内川流域=19.6、 伊手川流域=8.6、新川流域=9.3、 五福谷川流域=10.9	阿武隈川流域=(6、74.2)、 雉子尾川流域=(8、12.9)、 五福谷川流域=(6、10.7)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=14.5、旧迫川流域=36.8、 羽沢川流域=9.1、恩田川流域=6.9、 大間川流域=10.1、二股川流域=17.4、 岩之沢川流域=4.2、黄牛川流域=5、 石貝川流域=6.5、長沼川流域=12.2、 荒川流域=23、夏川流域=20、 綱木川流域=7.4、鱒淵川流域=9.1	迫川流域=(7、31.3)、 旧北上川流域=(7、5.8)、 南沢川流域=(7、14.5)、 羽沢川流域=(7、8.1)、 二股川流域=(7、15.6)、 岩之沢川流域=(7、3.6)、 黄牛川流域=(7、4.5)、 綱木川流域=(11、6.6)、 鱒淵川流域=(7、8.1)	北上川下流[米谷・登米・柳津]、 旧北上川[和瀬]、 迫川[若柳・佐沼]
	栗原市東部	萱刈川流域=9.3、小山田川流域=19.1、 瀬峰川流域=10、荒川流域=13.3、 照越川流域=5.7、熊谷川流域=4.2、 三間堀川流域=2.5、夏川流域=9.4、 熊川流域=7.3、二迫川流域=22.4、 三迫川流域=19.9、金流川流域=9.5	迫川流域=(8、35.2)、 夏川流域=(8、9.4)、 熊川流域=(8、6.5)、 二迫川流域=(8、20.1)、 三迫川流域=(8、17.9)	迫川[留場・大林・若柳]
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=43.3、広瀬川流域=35、 齋勝川流域=9.1、大倉川流域=20.8、 七北田川流域=18.6、高柳川流域=4.8	—	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=20.8、宮床川流域=11.8	吉田川流域=(8、18.7)	吉田川[落合]
	大衡村	善川流域=14.8	—	—
西部仙南	白石市	平家川流域=8.7、児捨川流域=16.5、 齋川流域=16、谷津川流域=8.7、 高田川流域=13.1	平家川流域=(5、7.8)、 児捨川流域=(5、14.8)、 齋川流域=(5、14.4)	白石川[大河原・白石]
	蔵王町	松川流域=28.2、高木川流域=6.6、 平家川流域=8.6	平家川流域=(5、7.7)	白石川[大河原・白石]
	七ヶ宿町	白石川流域=19.9	白石川流域=(7、19)	—
	川崎町	支倉川流域=8.9、前川流域=21.2、 太郎川流域=15.3、北川流域=22.1	太郎川流域=(7、13.7)、 北川流域=(7、19.8)	—
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=32.4、蛭沢川流域=10.1、 小山田川流域=14.9、吉野川流域=7.9、 渋川流域=8.8	蛭沢川流域=(6、9)、 吉野川流域=(6、7.1)	—
	色麻町	鳴瀬川流域=43.8、花川流域=20.4、 保野川流域=14.7	—	—
	加美町	鳴瀬川流域=35.2、多田川流域=11.7、 深川流域=8.7、田川流域=24.4、 孫沢川流域=8.8、名蓋川流域=7.2	田川流域=(8、21.9)	鳴瀬川[三本木橋]
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=26.3、菅川流域=10、 長崎川流域=13.6、草木川流域=11.2、 二迫川流域=16.6、芋塚川流域=10.4、 金生川流域=9.2、鉛川流域=8.1、 三迫川流域=15.2、鳥沢川流域=9.4	菅川流域=(6、9)、 二迫川流域=(16、14.9)、 芋塚川流域=(6、9.3)、 三迫川流域=(16、13.6)	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表 5) 大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	10	97
	塩竈市	8	94
	名取市	8	108
	多賀城市	11	100
	岩沼市	9	107
	富谷市	10	105
	亘理町	11	105
	山元町	8	105
	松島町	6	96
	七ヶ浜町	11	94
	利府町	8	97
	大和町東部	8	101
	大郷町	9	98
	石巻地域	石巻市	8
東松島市		8	88
女川町		8	88
東部大崎	大崎市東部	8	84
	涌谷町	6	90
	美里町	9	90
気仙沼地域	気仙沼市	8	93
	南三陸町	7	93
東部仙南	角田市	8	83
	大河原町	7	89
	村田町	8	87
	柴田町	8	89
	丸森町	8	81
登米・東部栗原	登米市	9	73
	栗原市東部	11	90
西部仙台	仙台市西部	9	92
	大和町西部	10	104
	大衡村	7	99
西部仙南	白石市	7	94
	蔵王町	7	102
	七ヶ宿町	9	96
	川崎町	9	105
西部大崎	大崎市西部	10	87
	色麻町	11	102
	加美町	10	91
西部栗原	栗原市西部	8	76

(別表 6) 洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=7.6, 広瀬川流域=28.5, 旧沢川流域=4.7, 梅田川流域=8.8	名取川流域=(7, 27.8), 七北田川流域=(5, 19.4), 北貞山運河・南貞山運河流域=(5, 4.8), 広瀬川流域=(9, 25.2), 旧沢川流域=(7, 2.6), 梅田川流域=(8, 5.5)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩釜市		—	—
	名取市	増田川流域=14.6, 貞山郷流域=23, 川内沢川流域=10.7, 志賀沢川流域=13.5	増田川流域=(5, 14), 貞山郷流域=(5, 13.2), 川内沢川流域=(6, 8.6), 志賀沢川流域=(5, 10.5)	名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=14.2	砂押川流域=(7, 7.4)	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=8.7, 五間郷川流域=14, 志賀沢川流域=10.2	阿武隈川流域=(5, 81.6), 川内沢川流域=(5, 8.7), 五間郷川流域=(5, 7.2), 志賀沢川流域=(7, 8.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=7.2	西川流域=(5, 6.8), 竹林川流域=(8, 8.8)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		阿武隈川流域=(5, 41.3)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=6.4, 坂元川流域=9.7, 戸花川流域=4.5	高瀬川流域=(5, 5.2), 坂元川流域=(5, 6), 戸花川流域=(5, 4.4)	—
	松島町	鶴田川流域=16.8, 田中川流域=7.6, 高城川流域=23.1	吉田川流域=(5, 26.6), 鶴田川流域=(5, 18.8), 高城川流域=(5, 23.1)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=9.1	砂押川流域=(6, 5.5)	—
	大和町東部	身洗川流域=7.1, 西川流域=17.9, 小西川流域=8.8, 善川流域=15.8	吉田川流域=(5, 26.8), 竹林川流域=(6, 14.1), 身洗川流域=(5, 6), 西川流域=(5, 14.1), 小西川流域=(5, 8.8), 善川流域=(5, 12.8)	吉田川[落合・新田橋]
	大郷町	鶴田川流域=13, 味明川流域=8.5, 滑川流域=11.1	吉田川流域=(5, 23.6), 鶴田川流域=(5, 8), 味明川流域=(7, 5.5), 滑川流域=(7, 5.9)	吉田川[落合・粕川]
	石巻地域	石巻市	大沢川流域=7, 富士川流域=7.2, 中島川流域=6.1, 追波川流域=5.9, 真野川流域=11.8, 血貝川流域=4.8, 高木川流域=4.7, 北北上運河流域=5.6	北上川流域=(5, 42.1), 江合川流域=(6, 24), 旧北上川流域=(7, 20.1), 大沢川流域=(5, 4.6), 富士川流域=(6, 5.8), 中島川流域=(5, 6.1), 追波川流域=(5, 5.9), 真野川流域=(7, 6.2), 血貝川流域=(5, 4.8), 高木川流域=(7, 3.4), 北北上運河流域=(7, 3.5)
東松島市		堤川流域=6.2, 定川流域=15.8	鳴瀬川流域=(5, 25.7), 吉田川流域=(5, 19), 鞍埤川流域=(7, 7.5), 堤川流域=(5, 4.7), 定川流域=(5, 11.2)	鳴瀬川[鹿島台], 吉田川[鹿島台]
女川町		女川流域=9.2	女川流域=(5, 7.9)	—
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=8.4, 中雨生沢川流域=3.8, 新江合川流域=5.4, 鶴田川流域=15.1, 広長川流域=7.2, 大江川流域=4.2, 洪井川流域=5.4, 浪川流域=9.1, 名蓋川流域=6.1, 旧迫川流域=28.9, 美女川流域=7.4, 百々川流域=4.5, 萱刈川流域=9.9, 透川流域=5.3	鳴瀬川流域=(5, 26.2), 吉田川流域=(5, 18.9), 江合川流域=(5, 22), 多田川流域=(7, 9.22), 田尻川流域=(5, 6.9), 中雨生沢川流域=(5, 3.7), 新江合川流域=(5, 3.4), 鶴田川流域=(7, 14.5), 広長川流域=(5, 6.2), 大江川流域=(5, 2.6), 洪井川流域=(6, 3), 浪川流域=(5, 9.1), 名蓋川流域=(5, 6.1), 旧迫川流域=(6, 23.6), 美女川流域=(5, 7.4), 百々川流域=(5, 4.5), 萱刈川流域=(5, 9.7), 透川流域=(5, 5.3)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	蒲谷町	旧迫川流域=26.3, 出来川流域=8.9	江合川流域=(5, 16.1), 迫川流域=(5, 32.1), 旧迫川流域=(5, 14.9), 出来川流域=(5, 6.7)	旧北上川[和洞], 江合川[下谷地・蒲谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=5.2, 田尻川流域=8.9, 美女川流域=4.8, 鞍埤川流域=6.3, 沖新堀川流域=6.7	鳴瀬川流域=(5, 26.1), 江合川流域=(5, 21.9), 出来川流域=(5, 5.2), 田尻川流域=(5, 8.9), 美女川流域=(5, 4.8), 鞍埤川流域=(5, 4.4), 沖新堀川流域=(5, 3.9)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[下谷地]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=5.3, 鹿折川流域=10, 大川流域=19.6, 津谷川流域=19, 神山川流域=9.7, 松川流域=5.7, 馬籠川流域=12.8	青野沢川流域=(5, 5.3), 鹿折川流域=(5, 7.6), 大川流域=(6, 12.9), 津谷川流域=(7, 12.2), 神山川流域=(6, 5.3), 松川流域=(6, 4.6), 馬籠川流域=(5, 9.4)	—
	南三陸町	新井田川流域=5.4, 八幡川流域=10.4, 水尻川流域=8.5, 折立川流域=9.2, 水戸辺川流域=8.6, 西戸川流域=5.2	新井田川流域=(5, 4.6), 八幡川流域=(5, 5.9), 水尻川流域=(5, 7.2), 折立川流域=(5, 7.9), 水戸辺川流域=(5, 8.6), 西戸川流域=(5, 5.2)	—

(別表 7) 高潮警報・注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
東部仙台	仙台市東部	1.6m	0.9m
	塩竈市	1.6m	0.9m
	名取市	1.5m	0.9m
	多賀城市	1.6m	0.9m
	岩沼市	1.6m	0.9m
	富谷市	—	—
	亘理町	1.5m	0.9m
	山元町	1.4m	0.9m
	松島町	1.6m	0.9m
	七ヶ浜町	1.6m	0.9m
	利府町	1.6m	0.9m
	大和町東部	—	—
	大郷町	—	—
	石巻地域	石巻市	1.2m
東松島市		1.6m	0.9m
女川町		1.2m	0.9m
東部大崎	大崎市東部	—	—
	涌谷町	—	—
	美里町	—	—
気仙沼地域	気仙沼市	1.2m	0.9m
	南三陸町	1.2m	0.9m
東部仙南	角田市	—	—
	大河原町	—	—
	村田町	—	—
	柴田町	—	—
	丸森町	—	—
登米・東部栗原	登米市	—	—
	栗原市東部	—	—
西部仙台	仙台市西部	—	—
	大和町西部	—	—
	大衡村	—	—
西部仙南	白石市	—	—
	蔵王町	—	—
	七ヶ宿町	—	—
	川崎町	—	—
西部大崎	大崎市西部	—	—
	色麻町	—	—
	加美町	—	—
西部栗原	栗原市西部	—	—

(別表 8) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたとき

防災気象情報等伝達要領

1 趣旨

この要領は、気象業務法（昭和27年法律165号）第15条第2項の規定、宮城県 地域防災計画（昭和38年7月10日策定）及び宮城県水防計画に基づき、防災気象情報等の伝達が、迅速かつ的確に行われるようその方法を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) この要領において「防災気象情報等」とは、仙台管区気象台の発表する防災気象情報（特別警報、警報、注意報、予報及び情報）及び河川管理者の発表する水防警報をいう。
- (2) この要領において「伝達責任者」とは、本庁関係課及び関係地方機関において配置する防災気象情報等の収集・伝達を行う担当職員をいう。

3 伝達の方法及び伝達先

- (1) 伝達は、原則として宮城県総合防災情報システムにより行うものとし、4の防災気象情報等の種類に応じ、次の方法で行うものとする。
 - イ 防災行政無線による一斉ファクシミリ送信
 - ロ 一般公衆回線によるファクシミリ送信
 - ハ PC端末向け電子メール
 - ニ 防災用携帯電話向け電子メール
- (2) 伝達方法及び伝達先の区分は、別記1のとおりとする。

4 伝達する防災気象情報等

伝達する防災気象情報等の種類は、次のとおりとする。

伝達先	伝達する防災気象情報等の種類
市 町 村 消防本部(局)	(特別警報) 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大津波特別警報、大津波警報解除、噴火警報(居住地域)、緊急地震速報(震度6弱以上に限る。) (警報) 大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報、津波警報、津波警報解除、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、噴火警報(火口周辺) (注意報) 大雨注意報、洪水注意報、津波注意報、津波注意報解除、霜注意報 (予報・情報等) 震度情報(震度4以上に限る。)土砂災害警戒情報、水防警報、洪水予報、記録的短時間大雨情報、噴火予報、竜巻注意情報、火災気象通報及びその他気象情報
本庁関係課 関係地方機関	別記2の防災気象情報等
伝達責任者	別記3の防災気象情報等

注1 高潮特別警報、波浪特別警報、大津波警報、大津波警報解除、高潮警報、波浪警報、津波警報、津波警報解除、高潮注意報、津波注意報及び津波注意報解除については、沿岸関係市町村、消防本部、本庁関係課及び関係地方機関に対して伝達するものとする。

注2 水防警報は、宮城県水防計画に基づき伝達ルートを補完するために伝達するものとし、その伝達先は、別記5のとおりとする。

5 情報提供

危機対策課は、防災対策上必要と考えられる情報（降水予想図、降水量調、台風情報、地震情報等をいう。）を、積極的に提供するものとする。

なお、降水量・地震情報等は、宮城県総合防災情報システムから検索することができる。

6 受信の確認方法

(1) 危機対策課は、防災気象情報等を伝達した場合には、受信の確認を行うものとし、確認できなかったときには、一般公衆回線によりファクシミリを再送し、又は電話により再度、受信確認を行うものとする。

ただし、3の(1)のハによる伝達の場合には、受信確認を行わないものとする。

(2) (1)の受信確認の連絡先は、本庁関係課及び関係地方機関にあつては別記2、伝達責任者にあつては別記3に、市町村及び消防本部（局）にあつては別記4によるものとする。

7 伝達責任者等の変更

本庁関係課、関係地方機関及び伝達責任者は、別記2から別記4までの連絡先等内容に変更が生じた場合には、速やかに危機対策課に報告するものとし、伝達される防災気象情報等の種類に変更の必要が生じた場合には、危機対策課と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月30日から施行する。

別記 1

防災気象情報等 伝達先及び伝達方法一覧

伝達方法	伝達先	防災気象情報等						防災関連 伝達事項
		各種気象 注意報	各種気象 警報	水防警報	震度情報	洪水予報	気象情報等	
防災行政無線 アクションミリ	関係地方機関 市町村 消防本部(局)	◎	◎	◎	◎	◎		
	本庁関係課 関係地方機関 市町村 消防本部(局)	◎	◎	◎	◎	◎		
電子メール PC端末あて (一斉送信) 防災携帯電話あて	本庁関係課 関係地方機関 市町村 消防本部(局)	○	○		○	○	○	
	伝達責任者	◎	◎		◎			◎

(注1)「◎」は、伝達する防災気象情報等で受信確認を行うもの。「○」は、情報提供であり、受信確認を行わないもの。

(注2) 関係地方機関及び市町村・消防本部(局)については、防災行政無線による一斉送信後、受信確認が行われなかった場合に限り一般公衆回線

アクションミリにより防災気象情報等を伝達するもの。

(注3) 震度情報については、宮城県において「震度4以上」が観測された場合にのみ伝達する。

(注4) 本庁関係課に伝達する防災気象情報(各種注意報・警報)の種類については、各課が選定した情報を伝達する。

(注5) 防災携帯電話あて伝達する防災気象情報(各種注意報・警報)の種類については、各伝達責任者が選定した情報を伝達する。

別記2

防災気象情報等伝達及び受信確認先一覧表 (本庁関係課・関係地方機関)

平成29年 4月 1日 現在

部局	区分	伝達・受信確認先名称		連絡電話番号	伝達すべき注意報				伝達すべき警報				伝達すべき特別警報				噴火予報	水防警報	震度情報	洪水警報	その他情報 (防災伝達事項等)
		課名	班名		大雨	洪水	高潮	低温	津波	大雨	洪水	波浪	高潮	大雪	噴火	大雨					
港湾事務所	仙台塩釜港湾事務所	電話		022-254-3131																	
		無線		7-272-3																	
石巻港湾事務所	石巻港湾事務所	FAX		022-254-3136																	
		無線		7-272-2																	
漁港	仙台地方振興事務所 水産漁港部	E-mail		sdzsoem@pref.miyagi.jp																	
		電話		0225-95-6271																	
地方ダム総合事務所 ダム管理事務所	仙台地方ダム総合事務所	無線		7-274-3																	
		FAX		0225-95-6273																	
樽水ダム管理事務所	樽水ダム管理事務所	E-mail		iskom@pref.miyagi.jp																	
		電話		022-365-0191																	
大倉ダム管理事務所	大倉ダム管理事務所	無線		7-265-1																	
		FAX		022-366-8896																	
七北田ダム管理事務所	七北田ダム管理事務所	無線		7-265-2																	
		E-mail		szzyok@pref.miyagi.jp																	
南川ダム管理事務所	南川ダム管理事務所	電話		022-372-2103																	
		無線		7-240-14																	
宮庄ダム管理事務所	宮庄ダム管理事務所	FAX		022-372-2115																	
		無線		7-240-60																	
惣の関ダム管理事務所	惣の関ダム管理事務所	E-mail		osdam@pref.miyagi.jp																	
		電話		022-384-2226																	
大崎地方ダム総合事務所	大崎地方ダム総合事務所	無線		7-241-32																	
		FAX		022-383-0627																	
湯沢ダム管理事務所	湯沢ダム管理事務所	E-mail		tsdam@pref.miyagi.jp																	
		電話		022-393-2211																	
荒砥沢ダム管理事務所	荒砥沢ダム管理事務所	無線		7-242-23																	
		FAX		022-393-2212																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	無線		7-242-33																	
		E-mail		okdam@pref.miyagi.jp																	
上大沢ダム管理事務所	上大沢ダム管理事務所	電話		022-379-3532																	
		無線		7-243-24																	
岩堂沢ダム管理事務所	岩堂沢ダム管理事務所	FAX		022-379-4227																	
		無線		7-243-288																	
二石谷ダム管理事務所	二石谷ダム管理事務所	E-mail		*****																	
		電話		022-346-2444																	
弘川ダム管理事務所	弘川ダム管理事務所	無線		7-244-236																	
		FAX		022-346-2378																	
栗原地方ダム管理事務所 (花山ダム管理事務所)	栗原地方ダム管理事務所 (花山ダム管理事務所)	無線		7-244-290																	
		E-mail		*****																	
大崎地方ダム総合事務所	大崎地方ダム総合事務所	電話		022-346-2264																	
		無線		7-245-236																	
湯沢ダム管理事務所	湯沢ダム管理事務所	FAX		022-346-2169																	
		無線		7-245-290																	
荒砥沢ダム管理事務所	荒砥沢ダム管理事務所	E-mail		*****																	
		電話		0229-767-3180																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	無線		7-246-3																	
		FAX		022-767-3181																	
荒砥沢ダム管理事務所	荒砥沢ダム管理事務所	無線		7-246-2																	
		E-mail		*****																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	電話		0229-63-2845																	
		無線		7-250-24																	
湯沢ダム管理事務所	湯沢ダム管理事務所	FAX		0229-63-2848																	
		無線		7-250-39																	
荒砥沢ダム管理事務所	荒砥沢ダム管理事務所	E-mail		osdam@pref.miyagi.jp																	
		電話		0229-67-3311																	
荒砥沢ダム管理事務所	荒砥沢ダム管理事務所	無線		7-251-22																	
		FAX		0229-67-3382																	
上大沢ダム管理事務所	上大沢ダム管理事務所	無線		7-251-39																	
		E-mail		usdam@pref.miyagi.jp																	
岩堂沢ダム管理事務所	岩堂沢ダム管理事務所	電話		0229-28-2977																	
		無線		7-252-31																	
上大沢ダム管理事務所	上大沢ダム管理事務所	FAX		0229-28-2593																	
		無線		7-252-39																	
岩堂沢ダム管理事務所	岩堂沢ダム管理事務所	E-mail		*****																	
		電話		0229-81-5271																	
二石谷ダム管理事務所	二石谷ダム管理事務所	無線		7-253-20																	
		FAX		0229-81-5273																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	無線		7-253-39																	
		E-mail		*****																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	電話		0299-87-1131																	
		無線		7-253-1132																	
二石谷ダム管理事務所	二石谷ダム管理事務所	FAX		0229-87-1132																	
		無線		*****																	
弘川ダム管理事務所	弘川ダム管理事務所	E-mail		*****																	
		電話		0229-69-6630																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	無線		7-253-631																	
		FAX		0229-69-6631																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	無線		*****																	
		電話		0226-25-9195																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	無線		7-256-25-9197																	
		FAX		0226-25-9197																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	無線		*****																	
		電話		0228-56-2233																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	無線		7-255-23																	
		FAX		0228-56-2201																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	無線		7-255-29																	
		E-mail		kinam@pref.miyagi.jp																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	電話		0228-47-2252																	
		無線		7-257-10																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	FAX		0228-47-2272																	
		無線		7-257-20																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	E-mail		*****																	
		電話		0228-56-2233																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	無線		7-258-10																	
		FAX		0228-56-2201																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	無線		*****																	
		E-mail		*****																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	電話		0228-45-1306																	
		無線		7-256-35																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	FAX		0228-45-1307																	
		無線		7-256-39																	
栗駒ダム管理事務所	栗駒ダム管理事務所	E-mail		*****																	
		電話		0224-25-8990																	
栗駒ダム管理事務所																					

水防警報伝達先一覧(河川別)

水系	河川名	区間	支所及び地域部	市町村	消防本部	平成29年12月作成		
						支所及び地域部	市町村	消防本部
阿武隈川水系	阿武隈川(直轄)	左岸 丸森町船夫山田字小原瀬西～海	大河原	丸森町、角田市、柴田町、岩沼市、亶理町	仙南	岩沼	亶理	大崎市、栗原市、涌谷町、石巻市
		右岸 丸森町字敷文東～〃	仙台	角田市、亶理町、白石市、栗原市、岩沼市、大川町	亶理	亶理		大崎市
阿武隈川水系	白石川(直轄)(県)	白石市蔵本～阿武隈川合流点	大河原	白石市				大崎市
		谷津川合流点～白石川合流点	大河原	大河原町				大崎市
阿武隈川水系	荒川	村田町東北自動車道～白石川合流点	仙台	角田市				大崎市
		阿武隈急行線～阿武隈川合流点	仙台	山元町				大崎市
阿武隈川水系	堀田川	上町川合流点～海	仙台	名取市	仙台			登米市
		左岸 仙台市太白区山田(名取川頭前工)～海	仙台	名取市	仙台	名取		登米市
名取川水系	広瀬川(直轄)	右岸 名取市高野野堂(名取川頭前工)～〃	仙台	名取市				登米市
		左岸 仙台市若林区河原町(広瀬橋)～名取川合流点	仙台	名取市				登米市
名取川水系	荒川(直轄)	右岸 仙台市太白区長野町北町(広瀬橋)～〃	仙台	名取市				登米市
		左岸 仙台市太白区西多賀5丁目～幹川合流点	仙台	名取市				登米市
名取川水系	広瀬川(直轄)	右岸 仙台市太白区富田字八幡東～幹川合流点	仙台	名取市				登米市
		仙台市愛宕橋～仙台市広瀬橋	仙台	名取市				登米市
七北田川水系	七北田川(上流)	左岸 荒川分派点～名取川合流点	仙台	名取市	仙台			登米市
		仙台市東区馬橋～仙台市泉区生津大橋	仙台	名取市	仙台			登米市
七北田川水系	七北田川(下流)	仙台市泉区赤生津大橋～海	仙台	名取市	仙台			登米市
		仙台市高野野原町大田見橋～七北田川合流点	仙台	名取市	仙台			登米市
砂押川水系	砂押川	多賀城市市川橋～海	仙台	多賀城市	塩釜			登米市
		※仙台市、利府町は功整危整水防警報伝達先。	仙台	利府町※ 仙台市※	塩釜			登米市
鳴瀬川水系	鳴瀬川(直轄)	左岸 大崎市古川大字引田字川原～海	仙台	大崎市、美里町、松島町、東松島市	塩釜			登米市
		右岸 大崎市三本木河内字桜館～〃	北部	大崎市、美里町、松島町、東松島市	塩釜			登米市
鳴瀬川水系	吉田川(直轄)	左岸 大和町落合日和田川前～鳴瀬川合流点	北部	大崎市	大崎			登米市
		右岸 大和町前野字一本杉園～〃	北部	大崎市	大崎			登米市
鳴瀬川水系	多田川(直轄)	左岸 大崎市古川西荒井字東田～鳴瀬川合流点	北部	大崎市	大崎			登米市
		右岸 大崎市三本木高柳字榎江～〃	北部	大崎市	大崎			登米市
鳴瀬川水系	鳴瀬川	加美町山田橋～大臣管理区間境	北部	加美町	大崎			登米市
		加美町田川合流点～大崎市古川大字引田字川原	北部	加美町	大崎			登米市
鳴瀬川水系	海津川(直轄)	右岸 大崎市台所橋～多田川合流点	東部	加美町	大崎			登米市
		左岸 大崎市西原野字東田字三本木合流点	東部	加美町	大崎			登米市
鳴瀬川水系	吉田川(直轄)	多田川合流点～大崎市三本木合流点	東部	加美町	大崎			登米市
		南川合流点～大臣管理区間境	仙台	加美町	大崎			登米市
高城川水系	高城川	松島町三陸自動車道～海	仙台	松島町	塩釜			登米市

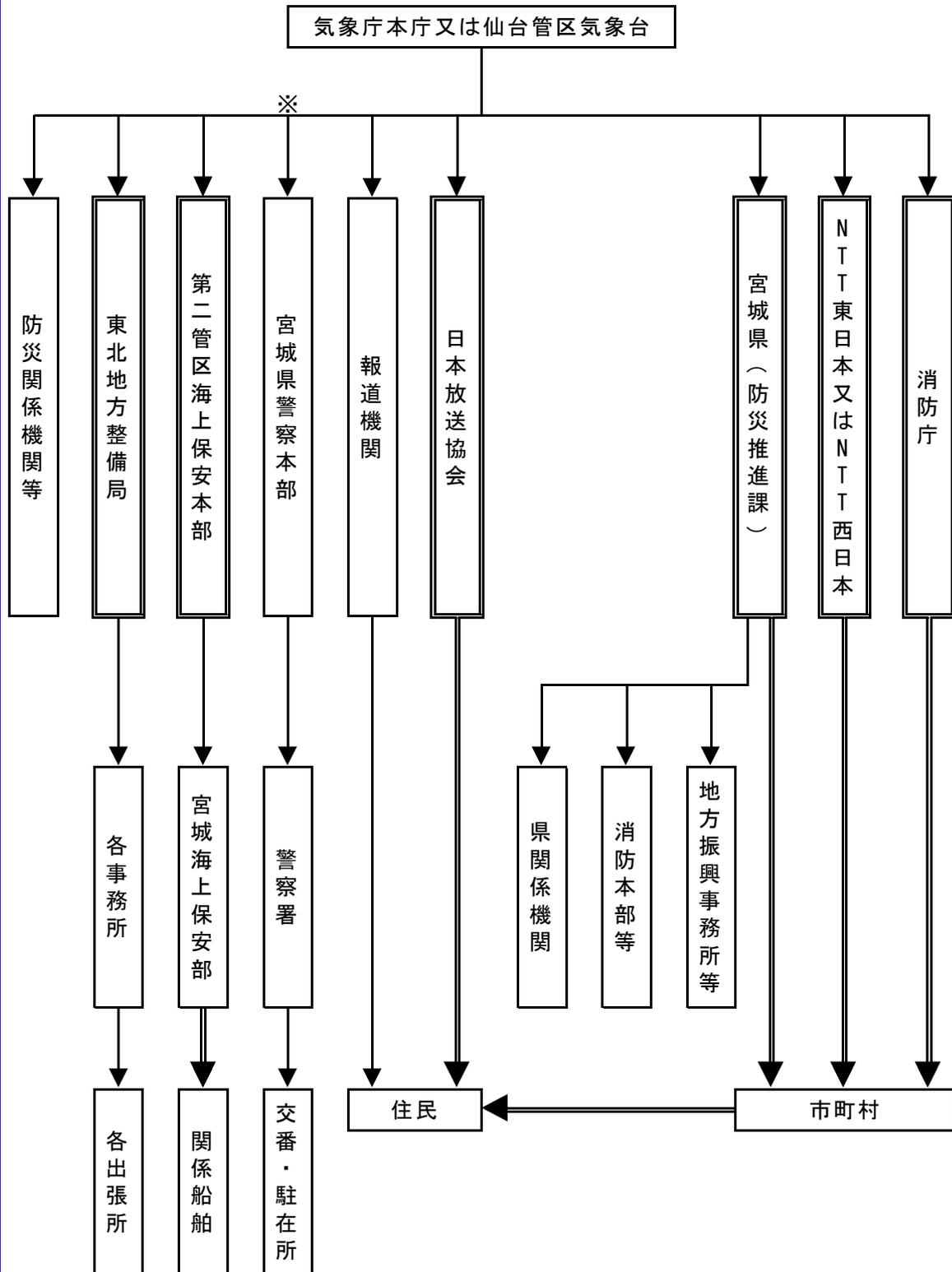
北上川水系

大川水系

豊前川水系

海津

(参考) 気象警報等の伝達系統図

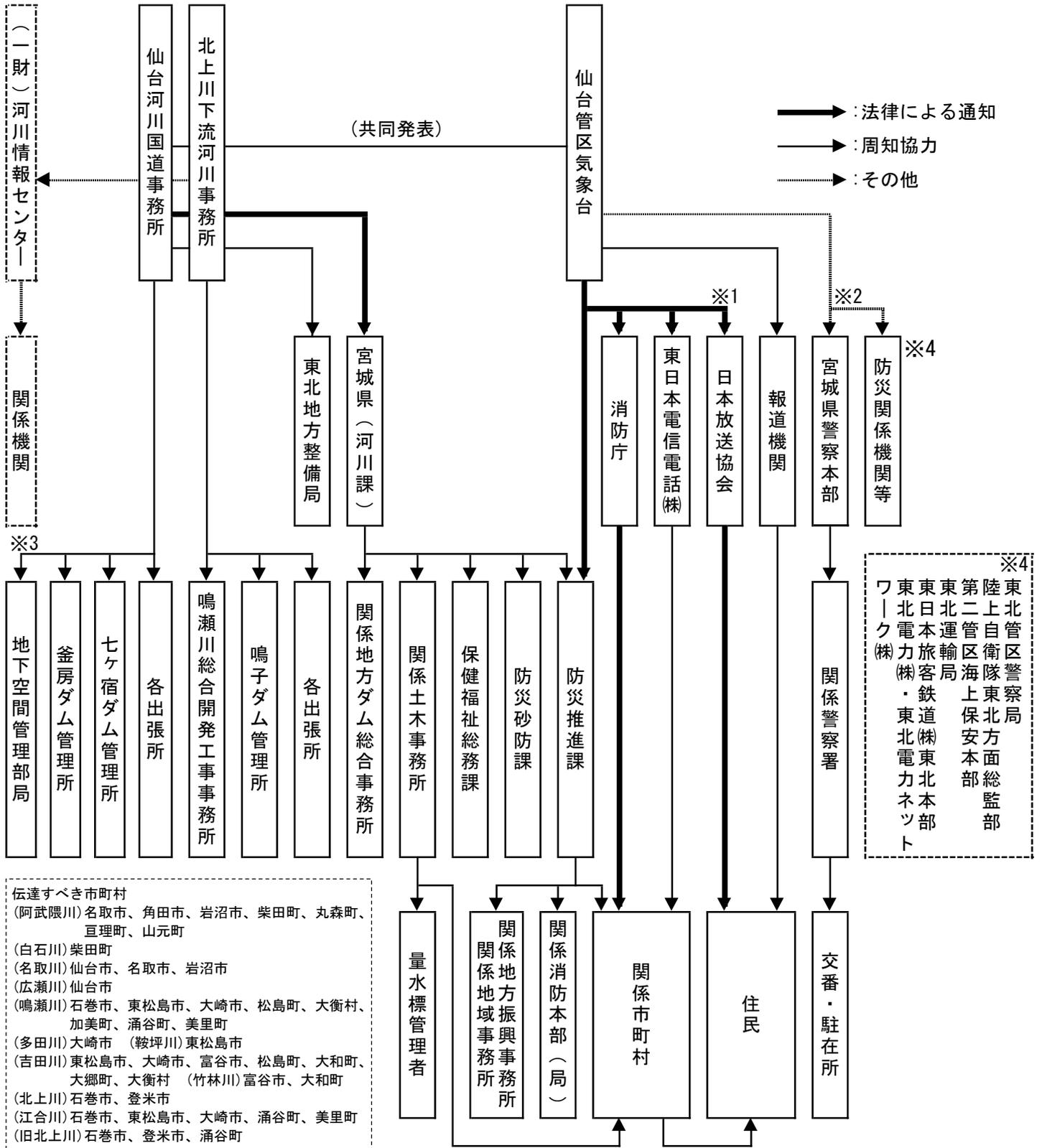


(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

指定河川洪水予報伝達系統図(国土交通大臣・気象庁長官共同発表)

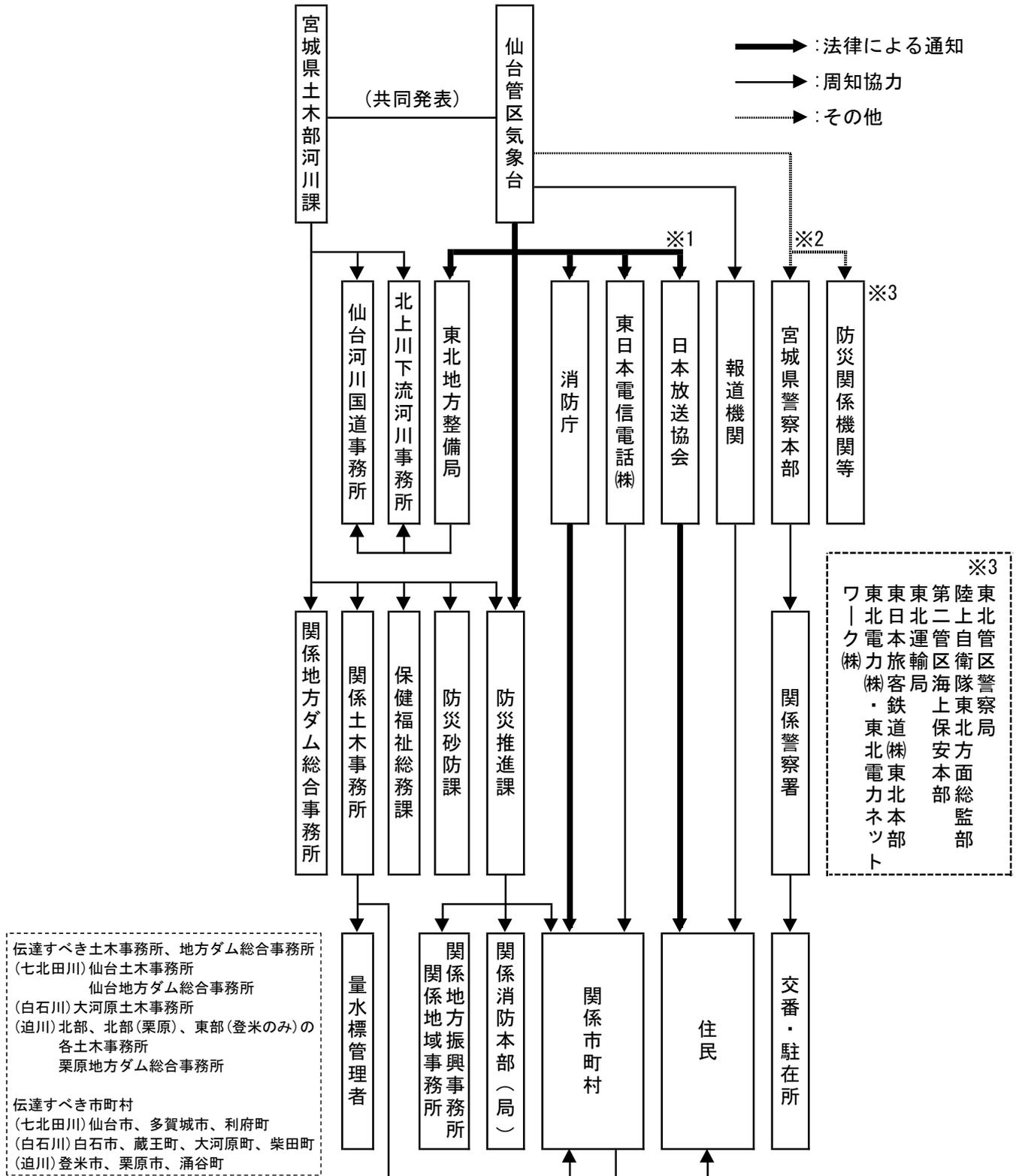


※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)

※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

※3 地下空間管理局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。

指定河川洪水予報伝達系統図(知事・気象庁長官共同発表)

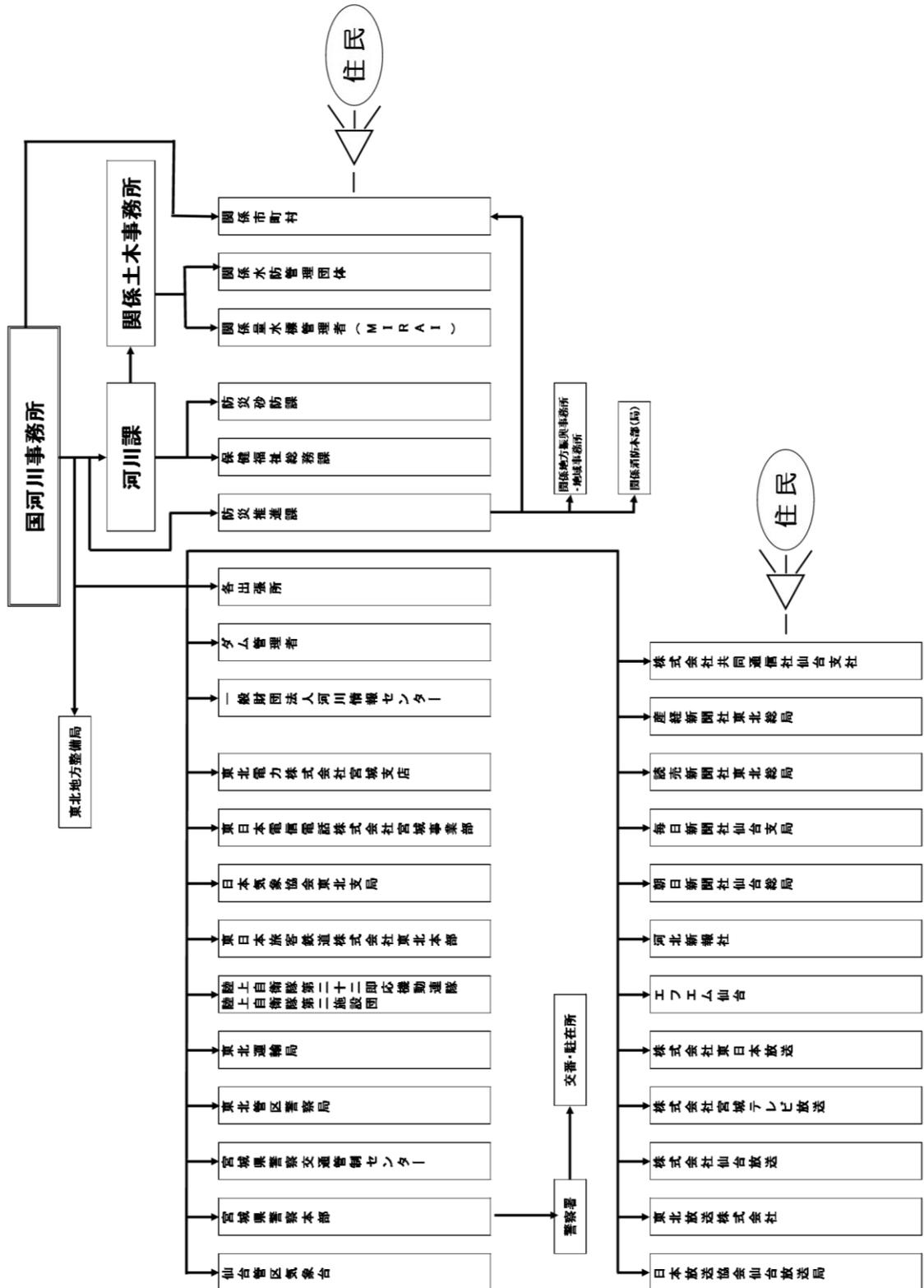


※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)

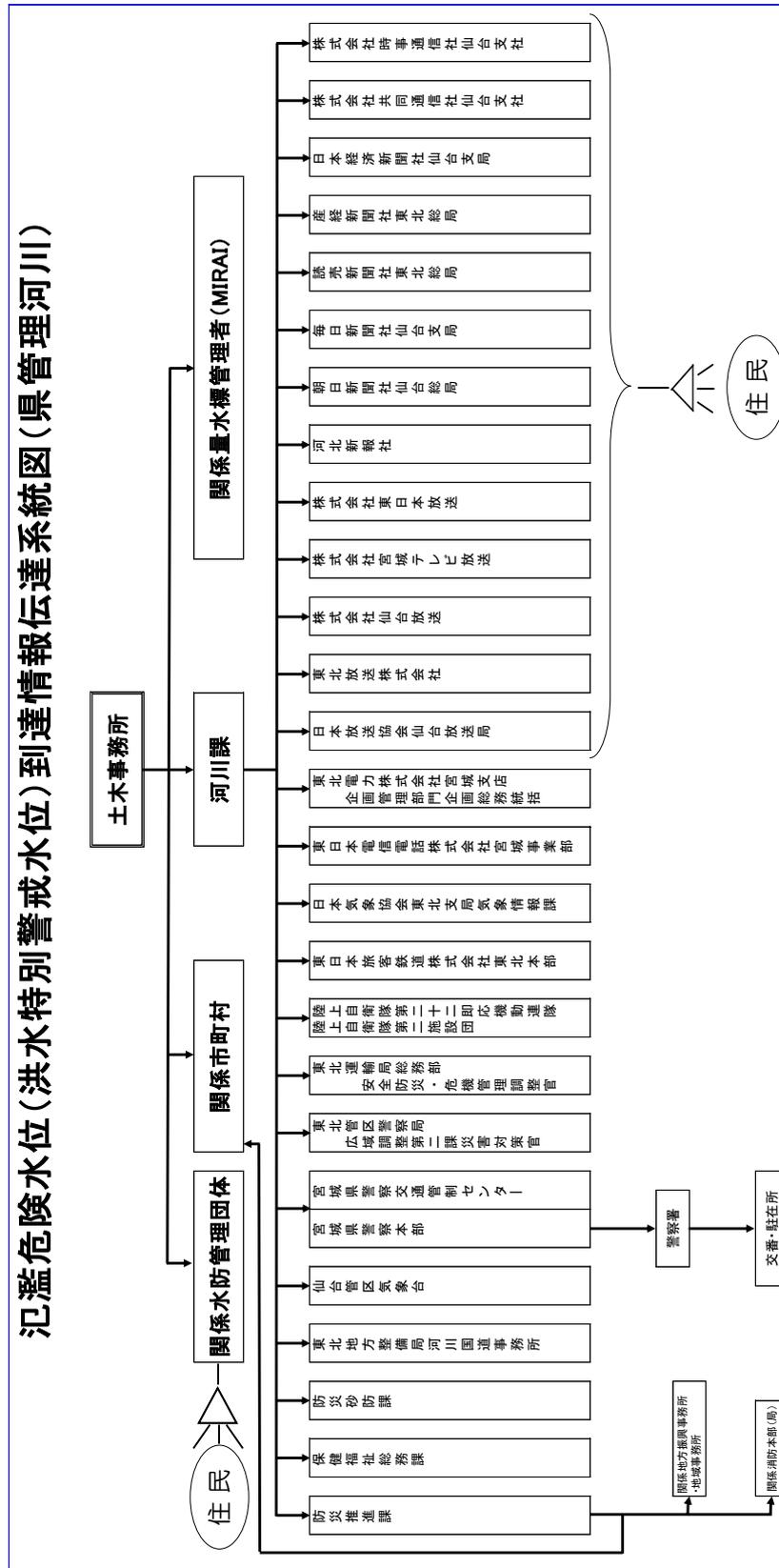
※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

1 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図（国管理河川）

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図（国管理河川）



2 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図（県管理河川）



3 水位周知を行う河川名とその区域

(国土交通大臣指定 (法第 13 条第 1 項))

河川名	区 域	
策川	左 岸 右 岸	仙台市太白区西多賀 5 丁目 仙台市太白区富田字八幡東から幹川合流点まで
新江合川	左右岸	新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで
二股川	左 岸 右 岸	登米市東和町米谷字森合 登米市東和町米谷字大沢から北上川合流点まで
善川	左 岸 右 岸	黒川郡大衡村大衡字稲荷前 162 番 2 地先 黒川郡大衡村大衡字古館下 77 番 2 地先から吉田川合流点まで

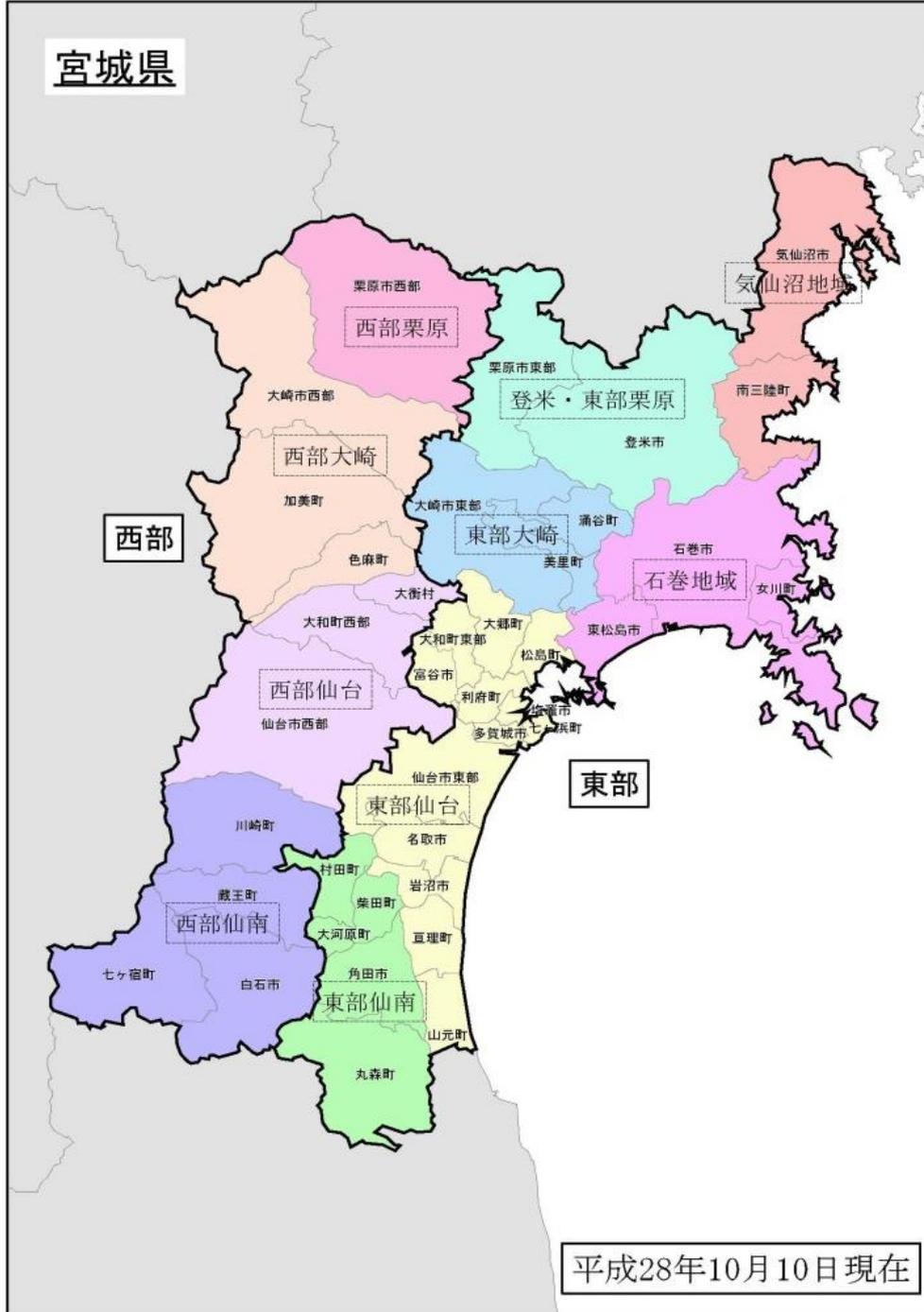
(知事指定 (法第 13 条第 2 項))

河川名	区 域	
斎川	左右岸	谷津川合流点から 白石川合流点まで
荒川	左右岸	村田町東北自動車道から 白石川合流点まで
小田川	左右岸	角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで
雉子尾川	左右岸	丸森町大内岩城 岩城上橋から 阿武隈川合流点まで
内川	左右岸	丸森町石羽 馬越道大橋から 阿武隈川合流点まで
坂元川	左右岸	山元町大川橋から 海まで
増田川	左右岸	上町川合流点から 海まで
川内沢川	左右岸	名取市沖の橋から 川内沢川放水路分派点まで
川内沢川 放水路	左右岸	川内沢川分派点から 増田川合流点まで
広瀬川	左右岸	仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで
旧策川	左右岸	策川分派点から 名取川合流点まで
七北田川	左右岸	仙台市泉区馬橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで
梅田川	左右岸	仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで
砂押川	左右岸	多賀城市市川橋から 海まで
高城川	左右岸	松島町三陸自動車道から 海まで
鶴田川	左右岸	大郷町宮下橋から

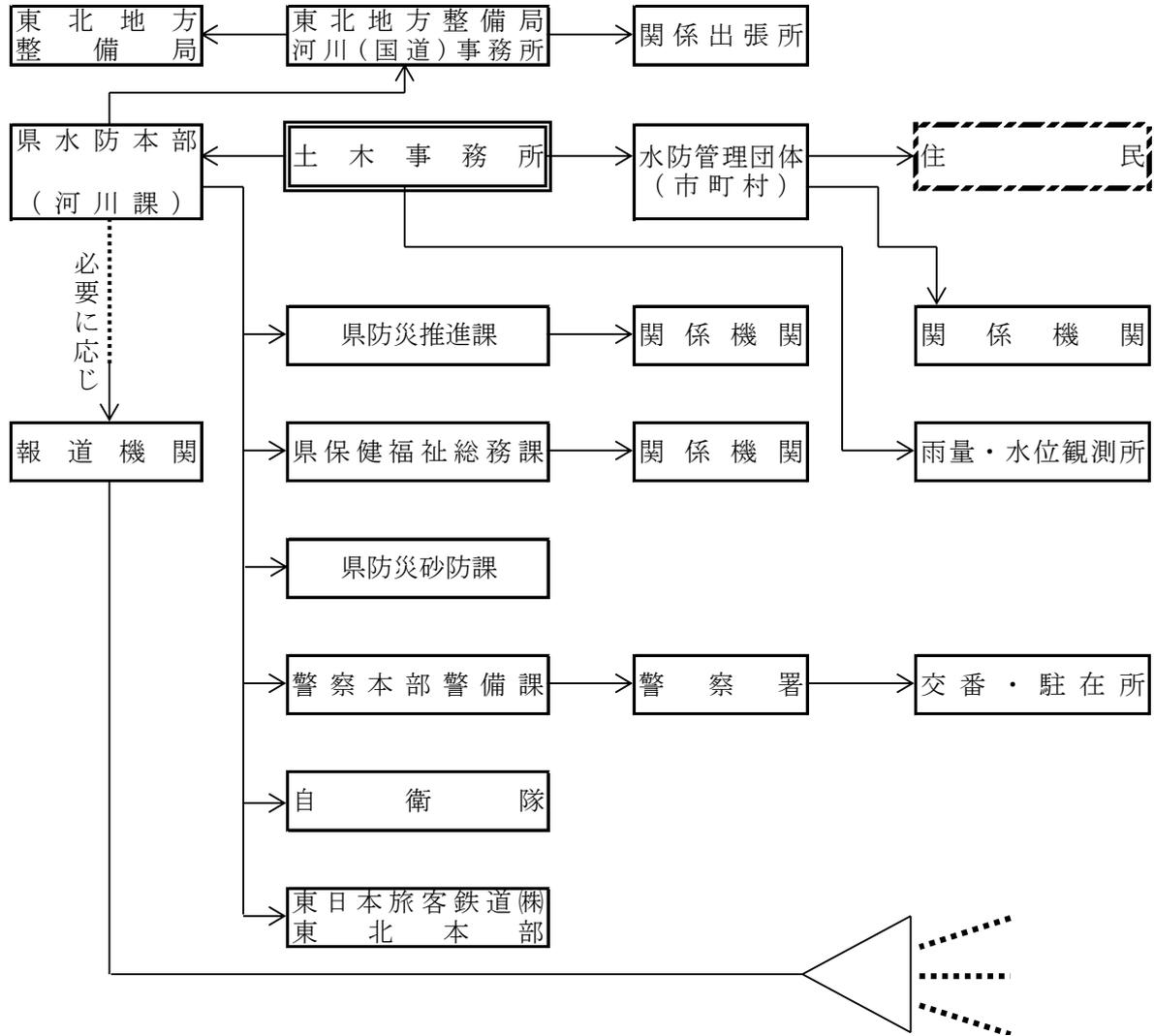
		宮城郡松島町幡谷吉田川伏越呑口まで
鳴瀬川	左岸 右岸	加美町田川合流点から大崎市古川引田まで 大崎市三本木町齊田まで
多田川	左右岸	加美町山田橋から 大臣管理区間境まで
名蓋川	左右岸	加美町名蓋川橋から 多田川合流点まで
渋井川	左右岸	大崎市台所橋から 多田川合流点まで
吉田川	左右岸	南川合流点から 大臣管理区間境まで
江合川	左岸 右岸	大崎市岩出山二ツ石堰から大崎市古川桜目まで 大崎市古川小泉まで
三迫川	左右岸	栗原市金成沢辺達田橋から 迫川合流点まで
夏川	左岸 右岸	登米市中田町糠塚 登米市石越町小谷地から迫川合流点まで
二股川	左岸 右岸	登米市鱒淵川合流点から登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで
旧迫川	左右岸	小山田川合流点から 旧北上川合流点まで
小山田川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 旧迫川合流点まで
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで
大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで
西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで
二迫川	左右岸	栗原市鶯沢大橋から 迫川合流点まで
田尻川	左右岸	大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで
芋塚川	左右岸	栗原市忠兵衛浦橋から 二迫川合流点まで
出来川	左右岸	美里町北浦新前田 前田橋から 江合川合流点まで
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで
鹿折川	左右岸	気仙沼市大船渡線から 海まで
津谷川	左右岸	気仙沼市本吉町高岡 鼻向頭首工から 海まで

警報・注意報の細分区域 (宮城県)

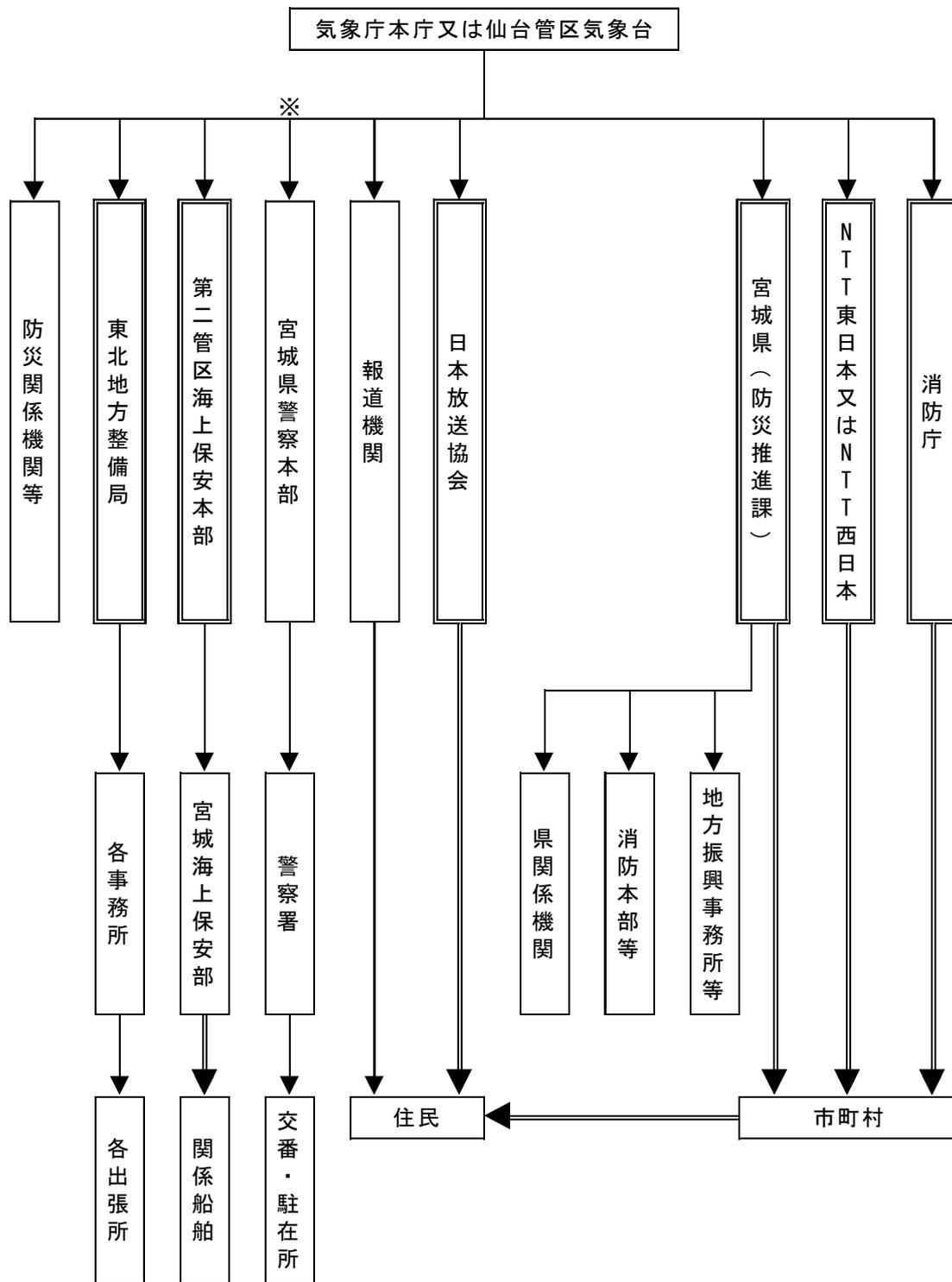
(平成28年10月10日現在)



水防警報伝達系統図 (知事が発令する場合)



気象警報等の伝達系統図



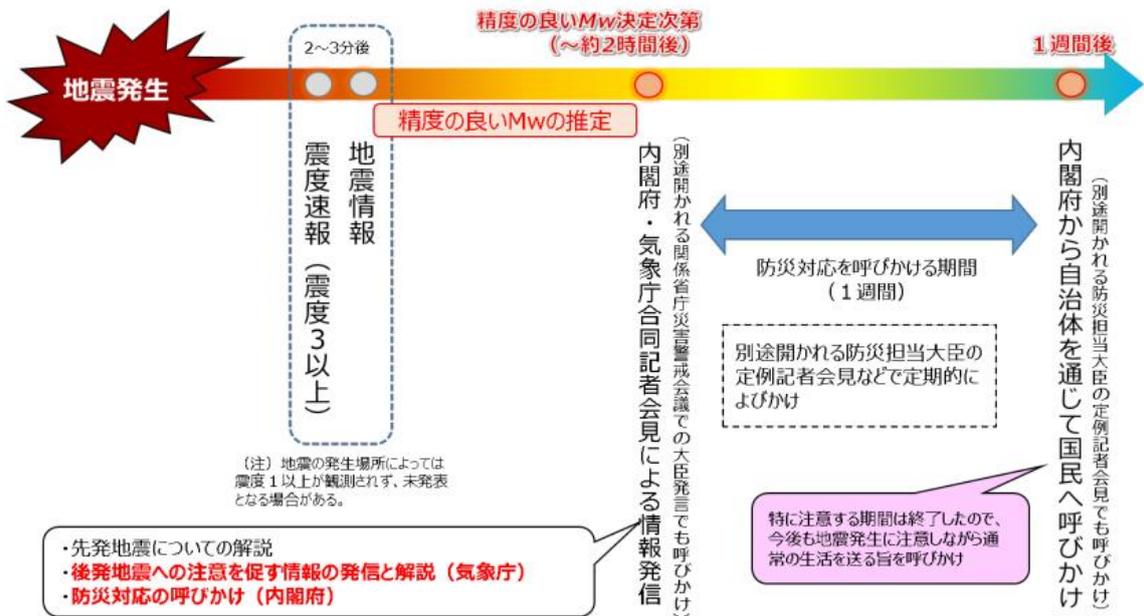
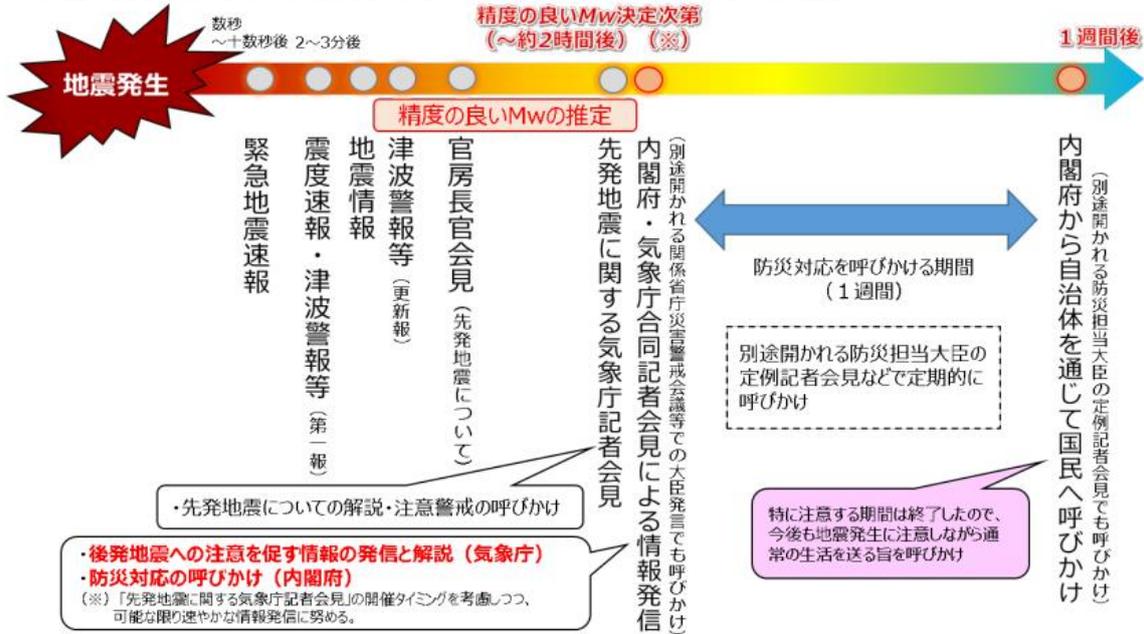
(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

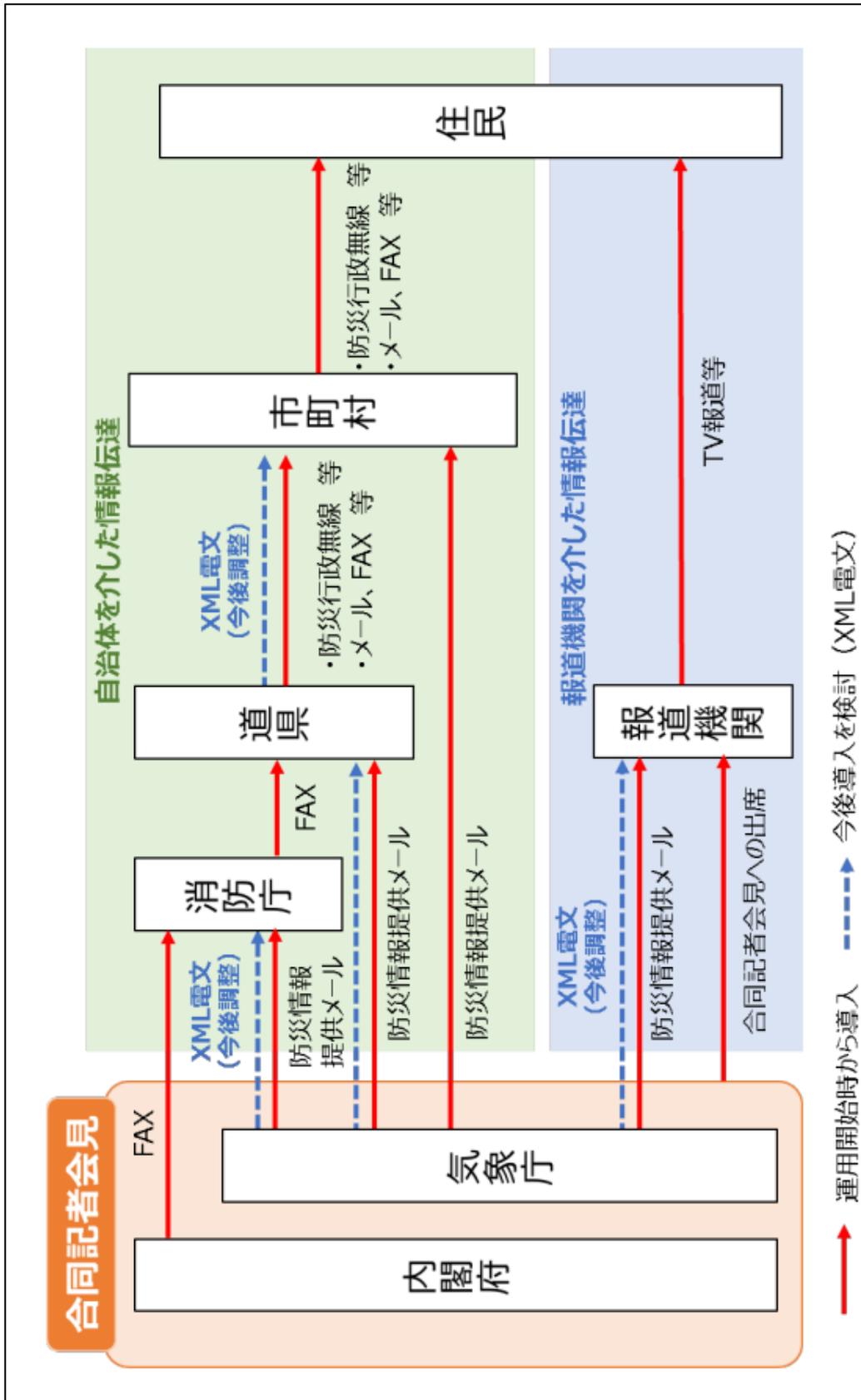
(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

北海道・三陸沖後発地震注意情報発信の流れ及び伝達経路

【先発地震による震度が大きい場合や予想される津波が高い場合】





市町村被害状況報告要領

1 趣 旨

この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条第2項の規定に基づく被害状況等の報告と消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づく消防庁長官に対する消防統計等の報告が迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 報告方法

(1) 消防庁が定める「火災・災害等即報要領」、「災害報告取扱要領」及び「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」に基づき行うものとする。

(2) 原則として、宮城県総合防災情報システム(以下、「MIDORI」という。)により県に報告するものとする。ただし、MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合は、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)及び県が定める別紙様式1に必要事項を記入し、原則メールで県に報告するものとする。

3 留意点

(1) 住家被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。なお、浸水により住家に被害が発生し、被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない場合は、「床上浸水」又は「床下浸水」として報告し、判明後に訂正するものとする。

4 その他

(1) 市町村行政機能の確保状況の把握について

市町村は、平成29年4月11日付け総行市第26号、消防災第51号に基づき、震度6弱以上を観測した場合に「市町村行政機能チェックリスト」に必用事項を記入し、原則メールで県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

地方非常通信協議会 連絡先一覧

令和 5 年 4 月現在

協議会名	事務局所在地
北海道 地方非常通信協議会	〒060-8795 北海道札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課内 TEL (011) 709-2311 (内線 4651) FAX (011) 709-5541
東北 地方非常通信協議会	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 東北総合通信局 防災対策推進室内 TEL (022) 221-2566 FAX (022) 221-0612
関東 地方非常通信協議会	〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 関東総合通信局 無線通信部 陸上第二課内 TEL (03) 6238-1776 FAX (03) 6238-1769
信越 地方非常通信協議会	〒380-8795 長野県長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎 信越総合通信局 無線通信部 無線通信課内 TEL (026) 234-9984 FAX (026) 234-9977
北陸 地方非常通信協議会	〒920-8795 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 北陸総合通信局 無線通信部 無線通信課内 TEL (076) 233-4480 FAX (076) 233-4434
東海 地方非常通信協議会	〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 東海総合通信局 無線通信部 陸上課内 TEL (052) 971-9907 FAX (052) 971-3672
近畿 地方非常通信協議会	〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 近畿総合通信局 無線通信部 陸上第二課内 TEL (06) 6942-8557 FAX (06) 6942-9014
中国 地方非常通信協議会	〒730-8795 広島県広島市中区東白島町 19-36 中国総合通信局 防災対策推進室内 TEL (082) 222-3398 FAX (082) 221-0075
四国 地方非常通信協議会	〒790-8795 愛媛県松山市味酒町 2-14-4 四国総合通信局 無線通信部 無線通信課内 TEL (089) 936-5066 FAX (089) 936-5008
九州 地方非常通信協議会	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 九州総合通信局 無線通信部 陸上課内 TEL (096) 326-7951 FAX (096) 326-4377
沖縄 地方非常通信協議会	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B 街区 5 階 沖縄総合通信事務所 無線通信課内 TEL (098) 865-2386 FAX (098) 865-2321

災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針

令和 5 年 4 月

宮城県

第 1 趣旨

災害時に、死者及び行方不明者の氏名等を公表することは、国民の知る権利に応え、不確実情報の拡散防止に繋がる。また、安否不明者の氏名等を公表することは、円滑な人命救助活動を行うために重要であり、被害を最小限に抑える一助となる。

令和 3 年 5 月に改正された「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）」の施行等を踏まえ、災害時における死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等を公表するための基本的な考え方として策定するものである。

第 2 定義

1 公表対象者

県内で発生した災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する災害（以下「災害」という。）により、死者、行方不明者又は安否不明者となった者（県内市町村に住所を有しているか否かを問わない）

2 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者（災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）より）

3 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者（同上より）

4 安否不明者

当該災害が原因で行方不明者となる疑いがある者（令和 3 年 9 月 16 日付府政防第 972 号・消防防第 132 号内閣府政策統括官付参事官（災害緊急事態対処担当）通知より）

5 氏名等

氏名、年齢、性別及び住所（大字まで）をいう。

第 3 公表の根拠・手順等

1 安否不明者の氏名等公表

「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針（令和 5 年 3 月内閣府策定。以下「国指針」という。）」を踏まえ、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 根拠

個人情報保護法第 61 条第 1 項及び第 69 条第 1 項の規定により、県は、市町村から提供された安否不明者リストについて、人命救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には、その氏名等を公表又は自衛隊、警察及び消防機関その他これに準ずる機関（以下「救助機関」という。）へ提供する旨をあらかじめ利用目的として定め、利用目的内の提供として公表又は提供するものとする。

なお、国指針においては、市町村も同様に、人命救助活動の効率化等の観点から、県又は救助機関へ安否不明者リストを提供することをあらかじめ利用目的として定めておくことが望ましいとされている。また、利用目的に含めていない場合であっても、人命救助活動の効率化等の観点から、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定により、県及び救助機関へ提供できることとされている。

(2) 基本的な手順

イ 市町村は、被害情報や住民基本台帳の情報等に基づき、安否不明者リストを作成し、住民基本台帳の閲覧等制限が措置されていないことを事前に確認の上、県へ提供する。

なお、安否不明者が被災市町村以外の市町村（以下「他市町村」という。）に住所を有する場合は、被災市町村の負担軽減の観点等から、原則として、県が直接、他市町村から安否不明者リストの提供を受けることとする。

ロ 県は、市町村から提供された安否不明者リストに基づき、県ホームページへの掲載及び県政記者会宛て資料提供により安否不明者の氏名等を公表するものとする。

なお、当該公表資料については、救助機関にも提供するものとし、あらかじめその旨を利用目的に定めておくものとする。また、局所的な災害の場合等で、市町村による公表が安否情報の収集等に有効と考えられる場合においては、県と市町村が調整の上、市町村が自ら公表することも差し支えないものとする。

ハ 公表後は、県及び市町村において安否情報の収集、精査及び安否不明者リストの更新に努めるとともに、県は、更新の都度、最新の情報を公表及び提供するものとする。

(3) 本人又は第三者の権利利益の不当な侵害の防止

市町村は、所在情報を秘匿する必要がある者の情報が公表されることがないように、各安否不明者について住民基本台帳の閲覧等制限が措置されていないことを事前に確認する。

なお、住民基本台帳の閲覧等制限がない場合においても、安否不明者が警察や地方公共団体の相談機関へ配偶者等からの暴力(DV)やストーカー行為等について相談をしていた等、所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その者を公表対象から除くものとする。

(4) 家族の同意の取扱い

個人情報保護法上においては、家族は第三者であって、安否不明者の氏名等の公表又は提供については、家族の同意確認は不要であるとされており、県及び市町村は、家族の同意の有無を確認することなく、速やかに安否不明者の氏名等の公表を行うものとする。

(5) 公表期間

発災後概ね 72 時間以内とする。

2 行方不明者の氏名等公表

行方不明者の氏名等公表については、現在、国指針等において明確な基準が示されていないことから、「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン（令和 3 年 6 月全国知事会策定。以下「ガイドライン」という。）」等を踏まえ、以下のとおり公表するものとする。

(1) 根拠

行方不明者の氏名等については、個人情報保護法の対象となるが、内閣府及び個人情報保護委員会は、災害応急対策の観点からは氏名等を公表する必要性が低いとの見解を示してい

ることを踏まえ、いわゆる国民の「知る権利」に応え、不確実な情報の拡散を防止する目的から、同法第 61 条第 1 項及び第 69 条第 1 項の規定により、その氏名等を公表又は救助機関へ提供する旨をあらかじめ利用目的として定め、利用目的内の提供として公表又は提供するものとする。

なお、この取扱いに当たっては、市町村も同様に、「知る権利」への対応等の観点から、県及び救助機関へ行方不明者リストを提供することをあらかじめ利用目的として定めておかなければならない。

(2) 行方不明者の氏名等公表に関する基本的な手順については、前項 1 (2) の手順を準用する。

(3) 行方不明者本人又は第三者の権利利益の不当な侵害の防止に係る取扱いについては、前項 1 (3) の取扱いを準用する。

(4) 行方不明者の氏名等公表に関する家族の同意の取扱いについては、前項 1 (4) の取扱いを準用する。

(5) 公表期間

原則として、行方不明者の所在が判明するまでとする。ただし、捜索救助活動が長期間に及ぶことが見込まれる場合は、発災後概ね 3 か月以内とし、適宜、期間を延長しても差し支えないものとする。

3 死者の氏名等公表

死者の情報については、個人情報保護法の対象外であり、氏名等の公表に当たっては、地方公共団体において、遺族の意向や被災者の事情等を勘案し判断することとされていることから、ガイドライン等を踏まえ、以下のとおり公表するものとする。

(1) 根拠

県では、「死者情報の提供等に関する事務取扱要綱（令和 5 年 3 月 8 日付県情文第 108 号総務部長通知）」に基づき、個人情報保護法第 61 条第 1 項及び第 69 条第 1 項を準用し、市町村から提供された死者リストについて、いわゆる国民の「知る権利」に応え、不確実な情報の拡散を防止するため、その氏名等を公表又は救助機関へ提供する旨をあらかじめ利用目的として定め、利用目的内の提供として公表又は提供するものとする。

なお、この取扱いに当たっては、市町村も同様に、「知る権利」への対応等の観点から、県及び救助機関へ死者リストを提供することをあらかじめ利用目的として定めておかなければならない。

(2) 死者の氏名等公表に関する基本的な手順については、前項 1 (2) の手順を準用する。

(3) 死者本人又は第三者の権利利益の不当な侵害に防止に係る取扱いについては、前項 1 (3) の取扱いを準用する。

(4) 家族の同意の取扱い

市町村の判断により、氏名等の公表について家族等の同意を確認した上で、県へ死者リストを提供しても差し支えないものとする。

(5) 公表期間

発災後概ね 3 か月以内とする。ただし、捜索救助活動が長期間に及ぶことが見込まれる場合は、適宜、期間を延長しても差し支えないものとする。

第 4 その他留意事項

- 1 行方不明者の氏名等については、各市町村の個人情報の取扱いに基づき県に提供されるものである。
- 2 死者の氏名等については、各市町村の死者情報の取扱いに基づき県に提供されるものである。
- 3 本方針は、死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等を市町村が自ら公表することを妨げるものではない。
- 4 今後、関係法令及び国指針等の改定等があった場合には、本方針についても適宜改定を行うものとする。
- 5 本方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【参考（関係法令抜粋）】

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（個人情報の保有の制限等）

第 61 条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 69 条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～二 （略）

- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領

(目的)

第1 この要領は、宮城県地域防災計画に基づき、大規模災害等が発生した場合における市町村との円滑な情報連絡や市町村の災害対応業務等の応援のため、県から市町村に対して行う職員の派遣等について必要な事項を定める。

(初動派遣職員の派遣基準)

第2 初動派遣職員の派遣基準は次に掲げるところによる。

- (1) 県災害対策本部地方支部長及び地域部長（以下「支部長等」という。）は、所管区域で震度6弱以上の地震の観測、特別警報の発表又はそれに相当する大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、重大な被害を受けていると推定される所管市町村（以下「被災市町村」という。）が災害対策本部を設置した又は情報途絶等により災害対策本部設置の有無を確認出来ない場合は、被災市町村に対し、被害情報等の収集、円滑な情報伝達等を目的に派遣する職員（以下「初動派遣職員」という。）を派遣する。
 - (2) 支部長等は、所管区域で大規模災害が発生し、被災市町村の災害対策本部設置に至らない場合は、被災市町村に対し、初動派遣職員を派遣することができる。
 - (3) 支部長等又は大規模災害時に支部長等を務める者は、前2号に掲げる以外の場合において、被災市町村が災害対策本部を設置した場合には、被災市町村に対し、被害情報等の収集のため初動派遣職員を派遣することができる。
- 2 初動派遣職員の派遣人数は、前項第1号又は第2号により派遣する場合は、原則4名、同項第3号により派遣する場合は、支部長等又は大規模災害時に支部長等を務める者が情報収集に必要と認める人数とする。また、同項第3号により派遣した初動派遣職員の報告等により、支部長等又は大規模災害時に支部長等を務める者が大規模災害に相当する状況であると認める場合には、派遣する職員を増員することができる。
- 3 県災害対策本部事務局長（以下「事務局長」という。）又は大規模災害時に事務局長を務める者は、大規模災害等が発生した場合、被災市町村の被害状況、災害対策本部設置状況や被災市町村の派遣要請状況等を総合的に勘案の上、支部長等又は大規模災害時に支部長等を務める者に初動派遣職員の派遣を要請することができる。
- 4 被災市町村（防災担当課又は災害対策本部事務局）は、災害対策本部を設置した又は設置を予定する場合には、当該市町村を所管する支部長等又は大規模災害時に支部長等を務める者に対して、初動派遣職員の派遣を要請することができる。なお、支部長等に連絡がつかない場合には事務局長又は大規模災害時に

事務局長を務める者に要請することができる。

- 5 大規模災害時に支部長等を務める者は、第1項第2号及び第3号に関する派遣決定の判断の参考とするため、毎年4月に別紙様式1を所管市町村に照会し、派遣要件等を事前に調整する。

(初動派遣職員の指定)

第3 初動派遣職員の指定は、次に掲げるところによる。

- (1) 大規模災害時に支部長等を務める者は、構成機関と調整の上、毎年4月1日に、構成機関の中から、所管各市町村につき4名を初動派遣職員として指定し、指定内容について、別紙様式2により、当該職員の所属長に速やかに通知するとともに、毎年4月15日までに、別紙様式3により復興・危機管理部長に報告し、合わせて、別紙様式4により市町村長に通知する。

なお、可能な限り4名のうち1名は総括相当以上、他の1名は班長相当以上の職にある者を充てる。

- (2) 初動派遣職員の指定に当たっては、以下の要件を考慮する。

イ 同所管区域に赴任又は在住の経験を有するなど、派遣先市町村の地理的状況を把握していること。

ロ 市町村との調整業務や対外的な折衝業務の経験を有するなど、一定程度の調整能力が見込まれること。

- (3) 指定期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、指定期間中、人事異動等により指定内容を変更する必要がある場合は、速やかに変更指定し、第1号の報告及び通知を行う。

(初動派遣職員の派遣手順)

第4 初動派遣職員の派遣手順は、次に掲げるところによる。

- (1) 初動派遣職員は、自らが指定された市町村で震度6弱以上の地震が観測若しくは、特別警報が発表されたことを認知した場合又は、災害対策本部地方支部及び地域部(以下「支部等」という。)事務局から第3号による派遣決定が為された旨の連絡があった場合は、自らの被災状況、道路交通状況及び気象情報等を総合的に勘案の上、支部等への登庁の可否を支部等事務局に速やかに連絡し、原則として、支部等に登庁する。

なお、勤務時間内において、既に登庁している場合は、執務室等において、第3号による支部長等の派遣の命令を待つ。

- (2) 支部等事務局は、所管区域で大規模災害等が発生した場合、所管市町村の災害対策本部設置状況等を調査し、その旨を支部長等に連絡し、初動派遣職員の被災市町村への派遣の可否について判断を求める。
- (3) 支部長等は、前号の連絡等を基に初動派遣職員の派遣の可否を決定し、道路の被害状況や気象情報等を総合的に勘案の上、初動派遣職員の被災市町村への移動及び業務の安全性が確保できると判断した場

合は、初動派遣職員に対して被災市町村への赴任を命じ、派遣の状況を事務局長に報告する。

なお、あらかじめ指定した初動派遣職員が、被災等により登庁できない場合は、登庁している職員の中から初動派遣職員を選任し、派遣する。

- (4) 初動派遣職員の派遣が決定した場合、支部等事務局は、被災市町村（防災担当課又は災害対策本部事務局）に第2第1項第1号又は第2号若しくは、第3号により派遣する旨を連絡する。
- (5) 初動派遣職員は、赴任中に被災することがないように、道路の被害状況や気象情報等に細心の注意を払い、被災市町村に赴任するよう努める。
- (6) 初動派遣職員は、赴任に当たり、別紙様式5に定める災害用衛星携帯電話、市町村被害状況報告要領及び県職員であることを明示するビブス等の資機材・防災用品等を持参し、原則的に自己完結型の装備で活動する。
- (7) 初動派遣職員は、被災市町村到着後、直ちに防災担当課又は災害対策本部事務局に赴き、県から初動派遣職員として派遣されて来た旨を明らかにするとともに、被災市町村に到着した旨を支部長等に報告する。
- (8) 派遣期間は、情報が錯綜しやすく、特に迅速な対応が必要となる初動期の1週間を原則とし、その間初動派遣職員は適宜交代で休息をとる。それ以降の派遣継続や職員の交替については、被災市町村の災害動向や初動派遣職員の健康状況等を勘案しながら、支部長等が判断する。
- (9) 支部長等が派遣の終了を決定した場合、支部等事務局は、被災市町村（防災担当課又は災害対策本部事務局）にその旨を連絡する。

(初動派遣職員の業務)

第5 第2第1項第1号及び第2号により派遣する初動派遣職員の業務は、次に掲げるところによる。

- (1) 被災市町村の被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等）を収集し、防災行政無線電話・防災行政無線FAX又は持参した災害用衛星携帯電話等により、迅速かつ正確に支部等に報告する。
- (2) 市町村災害対策本部会議に出席し、会議内容を中心に、市町村の被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報を収集し、支部長等へ報告する。また、県災害対策本部会議の情報や支部等で把握している県所管施設等の被害状況を市町村災害対策本部に提供するとともに、県への要望や疑義については、県災害対策本部としての方針・見解として示されている項目以外は即答を避け、支部等及び県災害対策本部と調整の上、回答する。
- (3) 前2号で収集した被害状況等について、被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム(MIDORI)により報告する。

なお、宮城県総合防災情報システム(MIDORI)が使用できない場合には、防災行政無線FAX

(市町村被害状況報告要領に基づく報告様式) にて報告する。

- (4) 被災市町村において情報収集や要望調査を実施するに当たっては、市町村災害対策本部及び防災担当課のほか、必要に応じて避難所等での取材を行い、迅速かつより正確な情報収集に努める。その際、自らが被災することのないよう、身の安全の確保に十分留意する
- (5) 収集した情報に基づき、被害状況（市町村被害状況報告要領による報告内容を補足する崖崩れ・孤立地域発生状況等）、住民の避難状況（開設避難所数、場所、在宅避難等）、市町村の組織的活動状況（組織の機能状況、職員の不足状況等）、ライフライン・交通の状況（電話、電気、ガス、水道、主要道路等）、物資調達状況、課題と対策等をまとめた別紙様式6に定める被災市町村状況整理報告書を作成する。
- (6) 被災市町村災害対策本部から県への支援要請・要望伝達の総合的な窓口となるほか、県災害対策本部から市町村災害対策本部への情報伝達の窓口となり、県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行う。

なお、被災市町村の災害対策の指揮・指導や具体的な災害対応業務等を行うものではないが、県災害対策本部の対応方針に基づく県としての助言や提案を行うことができる。

- (7) 必要に応じ、被災市町村に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に「応援自治体等連絡会議」を主催し、被災市町村と応援自治体等間の調整機能を果たす。
- 2 第2第1項第3号により派遣する初動派遣職員の業務は、原則前項第1号、第2号、第5号に掲げるものとする。ただし、第2第2項に定める大規模災害に相当する状況であると認められた場合は、前項各号に掲げる業務を実施する。
 - 3 派遣期間中は、「被災市町村初動派遣業務管理様式（別紙様式7）」を活用し、職員相互の業務管理を行うとともに、派遣期間終了後、1週間以内に「被災市町村初動派遣業務従事報告書（別紙様式8）」を支部長等を経由の上、事務局長に提出する。

(災害応援従事職員)

第6 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策基本法第68条の規定に基づき、市町村長からの応援の要請に基づき、災害応援従事職員を派遣する。

- 2 応援を要請する市町村は、応援を必要とする業務内容、従事場所、期間、人数、宿泊食事の提供の有無等を明らかにした書類を本部長に提出し、災害対策本部総務部人事班は、災害対策本部の班長、支部長等と調整の上、派遣する職員の選定及び派遣期間を決定する。

なお、初動派遣職員が派遣されている市町村においては、初動派遣職員を通じて上記の調整及び書類の提出を行うことができる。

- 3 1職員当たりの継続派遣期間は、おおむね1週間程度とし、健康状況等により、期間の変更又は交代を

行う。

- 4 当該職員は、派遣期間終了後、「災害応援従事報告書（別紙様式9）」を所属長及び支部長等を經由の上、本部長に提出する。

(公務災害)

- 第7 災害派遣中の業務に起因して発生した職員の傷病等に係る公務災害補償については、当該職員の所属長が所要の手続きを行う。

(研修及び訓練)

- 第8 災害時の円滑な業務実施に向け、復興・危機管理部長は、各地方振興事務所又は地域事務所及び市町村と連携し、指定された初動派遣職員に対し、業務に必要な知識や技術に関する研修又は訓練を実施する。また、支部長等は、県及び市町村が実施する防災訓練等に初動派遣職員等を参加させるなど、平時から市町村との人的連携を図る。

(その他)

- 第9 この要領の実施について必要な事項は、支部等で別に定めることができる。
 - 2 この要領に定めのない事項が生じた場合は、本部長と支部長等が協議の上、対応する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 被災市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

市町村別災害救助法施行令 1号該当基準表

(令和2年10月1日国勢調査)

市区町村名	人口	世帯数	住宅減失 世帯数	市区町村名	人口	世帯数	住宅減失 世帯数
仙台市	1,096,704	525,455	150	七ヶ宿町	1,262	524	30
青葉区	311,590	163,122	150	大河原町	23,571	9,524	50
宮城野区	196,732	95,772	100	村田町	10,666	3,770	40
若林区	141,475	68,527	100	柴田町	38,271	15,546	60
太白区	234,758	105,061	100	川崎町	8,345	2,967	40
泉区	212,149	92,973	100	丸森町	12,262	4,426	40
石巻市	140,151	56,768	100	亘理町	33,087	12,181	60
塩竈市	52,203	21,193	80	山元町	12,046	4,541	40
気仙沼市	61,147	24,520	80	松島町	13,323	5,017	40
白石市	32,758	12,518	60	七ヶ浜町	18,132	6,462	50
名取市	78,718	29,739	80	利府町	35,182	12,538	60
角田市	27,976	10,276	50	大和町	28,786	11,441	50
多賀城市	62,827	26,347	80	大郷町	7,813	2,483	40
岩沼市	44,068	17,251	60	大衡村	5,849	1,877	40
登米市	76,037	25,697	80	色麻町	6,698	1,965	40
栗原市	64,637	22,697	80	加美町	21,943	7,641	50
東松島市	39,098	14,476	60	涌谷町	15,388	5,452	50
大崎市	127,330	48,893	100	美里町	23,994	8,565	50
富谷市	51,651	18,401	80	女川町	6,430	3,166	40
蔵王町	11,418	3,924	40	南三陸町	12,225	4,282	40

合 計 2,301,996 982,523

(注) 上記の人口は、地方自治法第254条に規定する人口で、官報で公示された国勢調査に基づくものである。

令和5年度災害救助基準

令和5年6月16日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがあるばあいにおいて必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。					
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上					
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うもの					
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
			する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,500円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (放題4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

防災ヘリコプター用「飛行場外離着陸場」設置基準

宮城県復興・危機管理部消防課

(設置基準)

1 防災ヘリコプターの用に供する飛行場外離着陸場（以下、「臨時ヘリポート」という。）の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 一般

区分	規格
離着陸地帯	長さ 18m以上 幅 18m以上
進入区域・ 進入表面	離陸方向 こう配1/8以下；500m 着陸方向 こう配1/4以下；250m
転移表面	こう配1/1以下 なお、着陸帯の長辺各外側10m以内の範囲内に1/2こう配の表面上に出る高さの物件がないこと。

注) 別図参照

(2) 災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場（以下「防災対応離着陸場」という。）

区分	規格	
離着陸地帯	長さ 幅	長さ 38m以上 幅 38m以上
	表面	接地帯を除き、約30cm程度の高さを限度として出来るだけ平坦であること
	接地帯	長さ 18m以上 幅 18m以上
	周囲の環境条件によりやむを得ない場合は15mの高さを限度とする仮想離着陸地帯を設定	
進入区域・ 進入表面	離着陸方向とも こう配1/4以下：250m	
転移表面	制限なし	
その他	仮想離着陸地帯を設定した場合には夜間の使用は不可	

注) 別図参照

参 考 (隣県防災機等の長さ・幅)		
機 体	全 長	全 幅
宮城 (AS365N3)	13.68m	11.94m
仙台 (ベル412EP)	17.10m	14.00m
岩手 (ベル412EP)	17.10m	14.00m
山形 (AW139)	16.66m	14.69m
福島 (AW139)	16.66m	14.69m
陸自 (UH1J)	17.44m	13.80m

(条件等)

2 臨時ヘリポートは、原則として、次に掲げる条件等を具備しなければならない。

- (1) 離着陸地帯(防災対応離着陸場は接地帯)は、地盤堅固な平坦地(コンクリートや芝生が最適)であること。
- (2) 臨時ヘリポートの進入・離脱経路に学校、病院等がないこと。
- (3) 住宅の密集地域でないこと。
- (4) 原則として、土地の管理者が、市町村等の公共団体であること。
- (5) 最寄りの防災関係機関(消防署、役場、警察署、県合同庁舎等)及び、自動車で概ね10分以内に到着できる場所。
または災害・救助の要請が予測される地域の近傍。
- (6) 円滑かつ安全な運用が行える場所であること。
(別紙「運用上の留意事項」参照)

(設置方法)

3 臨時ヘリポートは、次より設置するものとする。

(1) 臨時ヘリポート適地の推薦

臨時ヘリポートの指定を希望する市町村等は、防災ヘリコプター臨時ヘリポート推薦書(様式第1号)及び場外離着陸場の土地使用承諾書(様式第2号)を、県(復興・危機管理部消防課)に送付するものとする。

(2) 現地調査及び申請等

県は、現地を調査の上、適当と認められる場合は、「飛行場外離着陸場」の許可申請を国(東京空港事務所)に行う。

許可の更新等の手続きは、市町村等からの申し入れのない限り、県において継続して行うものとする。

(3) 臨時ヘリポートの変更等

市町村等は、臨時ヘリポートとして許可を受けた条件に関して、変更等が生じた場合は、速やかに県に連絡するものとする。

(別紙)

臨時ヘリポートの運用上の留意事項について

- 1 臨時ヘリポートの運用に当たっては、次の事項に留意の上、必要な安全対策の措置を講ずるものとする。
 - (1) ヘリコプターから視認できる着陸帯標識（Hマーク）を石灰等で表示すること。
 - (2) 風向、風速が判断できるよう、風向指示器（吹き流し等）を設置すること。
 - (3) 着陸帯付近（特に、公園やグラウンドを指定している場合）で運航上の支障になると考えられる範囲内は、人の立ち入りを禁止すること。また、多数の人が参集するおそれのある場合は、警備員等を配置するなど、所要の措置をとること。
 - (4) 着陸帯に近接して道路等があるときは、通行止めなどの措置をとること。
 - (5) 離着陸に際して砂じんなどが舞い上がるおそれがある場合は、事前に散水等の処置を行うこと。

(参考資料)

防災ヘリコプター運用に伴う臨時ヘリポートの整備について

宮城県復興・危機管理部消防課

- 1 ヘリポートとは
 - ヘリコプター専用の離着陸場。ヘリコプターは航空法第79条の規定により、国土交通大臣の許可を受けなければ、飛行場以外の場所で離着陸してはならないとしている。
 - (1) 飛行場
 - 飛行場は、次のとおり分類される。（箇所数は令和3年4月1日現在）
 - ア 陸上飛行場（公共用）
 - 飛行場の使用時間及び管制圏内の飛行等に関して制限を受ける。
 - 仙台空港など全国で97箇所。
 - 仙台空港の使用時間内。
 - 仙台空港の管制圏 仙台空港から半径9km以内
 - イ 陸上飛行場（非公共用）
 - 民間の空港、全国で4箇所。
 - (2) ヘリポート
 - ア 陸上ヘリポート（公共用）
 - 東京ヘリポート、米沢ヘリポートなど全国で13箇所。
 - イ 陸上ヘリポート（非公共用）

常設であるが、利用の目的、機種等が制限され利用に当たっては、管理者の承諾書が必要となる。

福島県警察ヘリポート、京都消防ヘリポートなど全国で89箇所。

本県では、県庁舎屋上ヘリポート及び仙台合同庁舎東北地方整備局ヘリポートが認可を受けている。

2 飛行場外離着陸場（臨時ヘリポート）

(1) 我が国でのヘリコプターの運航に当たっては、正式のヘリポートが少なく、また、空港を使用する際の制限等があることなどから、航空法第79条のただし書に基づいて、グラウンド、ゴルフ場、河川敷等を、飛行場外離着陸場（通称「臨時ヘリポート」）として国土交通大臣の許可を受けて一時的に運用している例が多い。

(2) 許可申請の手続き

飛行の2週間前（基準）まで、東京空港事務所に申請書を提出する。

許可の有効期間は、原則として3ヶ月以内。ただし、許可実績や要件を全て満足する場合は6ヶ月を限度として包括的に認められる。

災害時（災害を想定した訓練を実施する場合を含む）に限定して使用する場合には、1年を限度として包括的に認められる。

なお、許可期間終了後も引き続き運航する場合は、継続申請が認められる。

(3) 特例措置

航空法第82条の2の規定に基づき、国交省、防衛庁、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であって捜索又は救助を任務とする航空機が、航空機の事故、海難、その他の事故に際し捜索又は救助のために行われる航行については、同法第79条の規定が適用されないので、離着陸に当たって国土交通大臣の許可を得る必要がない。

※運用（昭和55年7月1日付け運輸省航空局運航課から消防庁消防課あての回答要旨）

・「航空機の事故、海難その他の事故」とは、人命又は財産に関し迅速な捜索又は救助を要する事態をいう。

・「救助」とは、人命の危険又は財産の損傷を回避するために取られる一切の必要な措置をいう。

・消防活動に対する適用範囲

林野火災その他の災害に際し、消火活動、現場への人員、資器材の輸送を行うための飛行については、人命や財産への急迫した危難の恐れがある場合。

傷病者の搬送及び医師・薬剤等の輸送については、その必要性が許可を受ける暇がないほど切迫している場合。

2 防災ヘリコプターの運航に伴うヘリポートについて

防災ヘリコプターが、人命の救助や捜索などに出動する場合は、航空法第82条の2の「特例」が適用されるので、臨時ヘリポートとしての許可手続き等を行う必要はないが、一般行政業務や訓練業務等においては、同条が適用されないため、あらかじめ、離着陸できる場所の状況等を調査し、恒常的に使用する場所については、事前に許可を受けておく必要がある。

(注)

県地域防災計画に掲載している「ヘリポート適地」は、自衛隊の「ヘリコプター発着場基準」に基づき、自衛隊の災害出動を想定して選定しているため、その使用頻度等は特に問題としていないが、防災ヘリコプターは、一般災害のほかに救急・救助業務や一般行政用務など多目的かつ日常的に運航することになるので、これらのことを考慮の上、臨時ヘリポートを選定する必要がある。

様式第1号

防災ヘリコプター臨時ヘリポート推薦書

年 月 日

宮城県知事 殿

(推薦者)

住 所

氏 名

印

下記について、宮城県防災ヘリコプター用の臨時ヘリポートとして適当と認められるので推薦します。

記

- 1 施設等の名称
- 2 所在地
- 3 土地所有者（又は土地管理者）
住 所
氏 名
連絡先電話番号（ - - ）

添付書類

- (1) ヘリポート位置図（縮尺5万分の1（基準）、公共施設及び騒音等を考慮する必要がある施設の記入）
- (2) ヘリポートの写真（東西南北4方向）

様式第2号

場外離着陸場の土地使用承諾書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

氏 名 ⑩

下記の場所を、宮城県防災ヘリコプター用の場外離着陸場としての使用を承諾します。

記

1 施設等の名称

2 所在地

3 使用期間 年 月 日 () から当分の間

自衛隊要請(連絡)先一覧

区分	要請(連絡)先	指定部隊等の長	連絡方法等		担任地域等
			平日 08:00~17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の担当	
宮城隊区担当部隊	陸 第22即応機動連隊 連隊本部第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丸山2丁目1-1 防災無線: 7-641-1 Tel: 022-365-2121 内235~237 Fax: 022-363-0491	駐屯地当直 Tel: 022-365-2121 内301・302	宮城県北隊区 (下記の地域を除く宮城県内)
	陸 第2施設団 団本部第3科 (船岡駐屯地)	団長	柴田郡柴田町船岡字大沼端1-1 防災無線: 7-642-2 Tel: 0224-55-2301 内231~232 Fax: 0224-55-1191	駐屯地当直 Tel: 0224-55-2301 内302	宮城県南隊区 (白石市, 角田市, 柴田郡, 亶理郡, 刈田郡, 伊具郡)
近傍派遣部隊	陸 東北方面航空隊 隊本部第3科 (霞目駐屯地)	航空隊長	仙台市若林区霞目1-1 Tel: 022-286-3101 内203,207,217	駐屯地当直 Tel: 022-286-3101 内502・506	霞目近傍及び 県全域(航空)
	空 第4航空団 司令部防衛部 (松島基地)	団司令	東松島市矢本字板取85 Tel: 0225-82-2111 内230~232	基地当直 Tel: 0225-82-2111 内224・225	矢本近傍及び 県全域(航空・応急救護)
大規模災害対処部隊	陸 第6師団 司令部第3部 (神町駐屯地)	師団長	山形県東根市神町南3丁目1-1 Tel: 0237-48-1151 内5075・5076	当直長 Tel: 0237-48-1151 内5019	南東北3県 (福島・山形・宮城)
	陸 東北方面総監部 防衛部 (仙台駐屯地)	方面総監	仙台市宮城野区南目館1-1 Tel: 022-231-1111 内2255・2256	防衛課運用室 Tel: 022-231-1111 内2723・2737	東北全域
	海 横須賀地方 総監部 防衛部	地方総監	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目 Tel: 046-822-3500 内2543	案内 Tel: 046-822-3500 内2222	宮城県沿岸
	空 中部航空方面隊 司令部 防衛部	司令官	埼玉県狭山市稻荷山2丁目3 Tel: 042-953-6131 内2233	当直幕僚 内2204	県全域
連絡機関	一 宮城地方協力本部	本部長	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 Tel: 022-295-2611 内3630・3632	同 左	県全域